

館林市ごみ処理基本計画

(中間見直し)

平成30年3月

館 林 市

目 次

第1章 基本的事項

1. 1	計画策定の目的	1
1. 2	計画の位置付け	2
1. 3	計画の対象区域	2
1. 4	計画の対象廃棄物	3
1. 5	計画目標年度	3

第2章 市の概要

2. 1	地域概要	4
2. 1. 1	地理的・地形的特性	4
2. 1. 2	気候	5
2. 1. 3	人口・世帯の動向	5
2. 1. 4	産業	7
2. 1. 5	土地利用	8
2. 2	総合計画における施策の方向	8

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1	ごみを取り巻く社会情勢	9
3. 1. 1	関係法令	9
3. 1. 2	国、県の達成目標	12
3. 2	ごみ処理の状況	14
3. 2. 1	ごみ処理フロー	14
3. 2. 2	家庭系ごみの分別区分	15
3. 2. 3	家庭系ごみの排出方法	16
3. 2. 4	ごみ排出量	17
3. 2. 5	資源化の実績	20
3. 2. 6	ごみ質分析結果	22
3. 2. 7	収集・運搬の概要	24
3. 2. 8	中間処理の概要	25
3. 2. 9	最終処分の概要	28
3. 2. 10	ごみ処理経費	29
3. 2. 11	ごみ減量化・再生利用の状況	30
3. 2. 12	類似自治体との比較検討	32
3. 2. 13	課題の整理	35

3. 3	基本理念・基本方針等.....	37
3. 3. 1	基本理念.....	37
3. 3. 2	基本方針.....	37
3. 3. 3	目標を達成するための役割.....	38
3. 3. 4	達成目標の設定.....	39
3. 3. 5	取り組みの体系.....	43
3. 4	ごみ処理基本計画.....	45
3. 4. 1	発生抑制・資源化計画.....	45
3. 4. 2	収集・運搬計画.....	49
3. 4. 3	中間処理計画.....	51
3. 4. 4	最終処分計画.....	52
3. 4. 5	その他の施策等.....	52
3. 4. 6	計画の推進体制.....	52
3. 4. 7	計画の進行管理.....	52

第1章 基本的事項

1.1 計画策定の目的

本市では、「館林市第五次総合計画」を平成23年3月に策定し、将来のまちの姿を「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」と定め、住みよいまちづくりを進めています。また、「第二次館林市環境基本計画」を平成22年3月に策定し、望ましい環境像を「空と大地と人の共生環境都市～いつまでも星が輝き、メダカの泳ぐまち～」と定め、本市の地域環境や地球全体の環境との良好な関係を将来にわたって守り築き、自然とともに生きるまちを目指しています。

国においては、平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるのと前後して、様々なリサイクル関連法が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境に配慮した循環型社会の形成を推進するための社会システムの整備を推進しています。

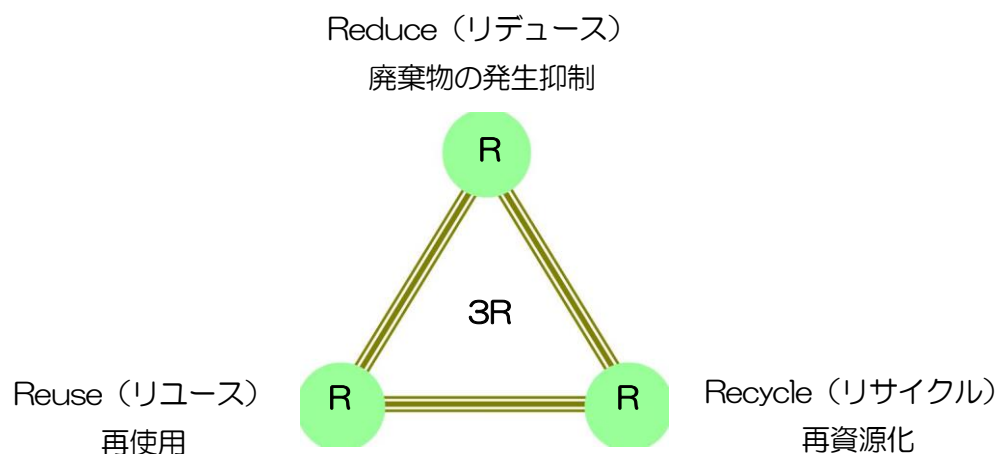
本市においては、循環型の社会システムを活用し、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的に循環利用が行われないものについては、適正に処理・処分しています。

一方で、ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の残余容量の減少等の課題を抱えており、ダイオキシン類の削減、処理の合理化・広域化、コスト縮減等を図るため、ごみ処理の広域化が求められていました。

こうしたことから本市では、同様の課題を抱える板倉町、明和町と共に構成する館林衛生施設組合を主体として、平成29年度からごみの広域共同処理を開始しました。

こうした状況を踏まえ本市は、一般廃棄物（ごみ）の3R、適正処理を総合的、計画的に推進するための指針として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条に基づき、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「基本計画」といいます。）を策定し推進してきました。

この度、基本計画の策定から5年が経過しましたので、これまでの進捗状況を整理し、廃棄物を取巻く状況の変化を踏まえ、基本計画の見直しを行うものです。



1. 2 計画の位置付け

本計画の位置付けを次に示します。

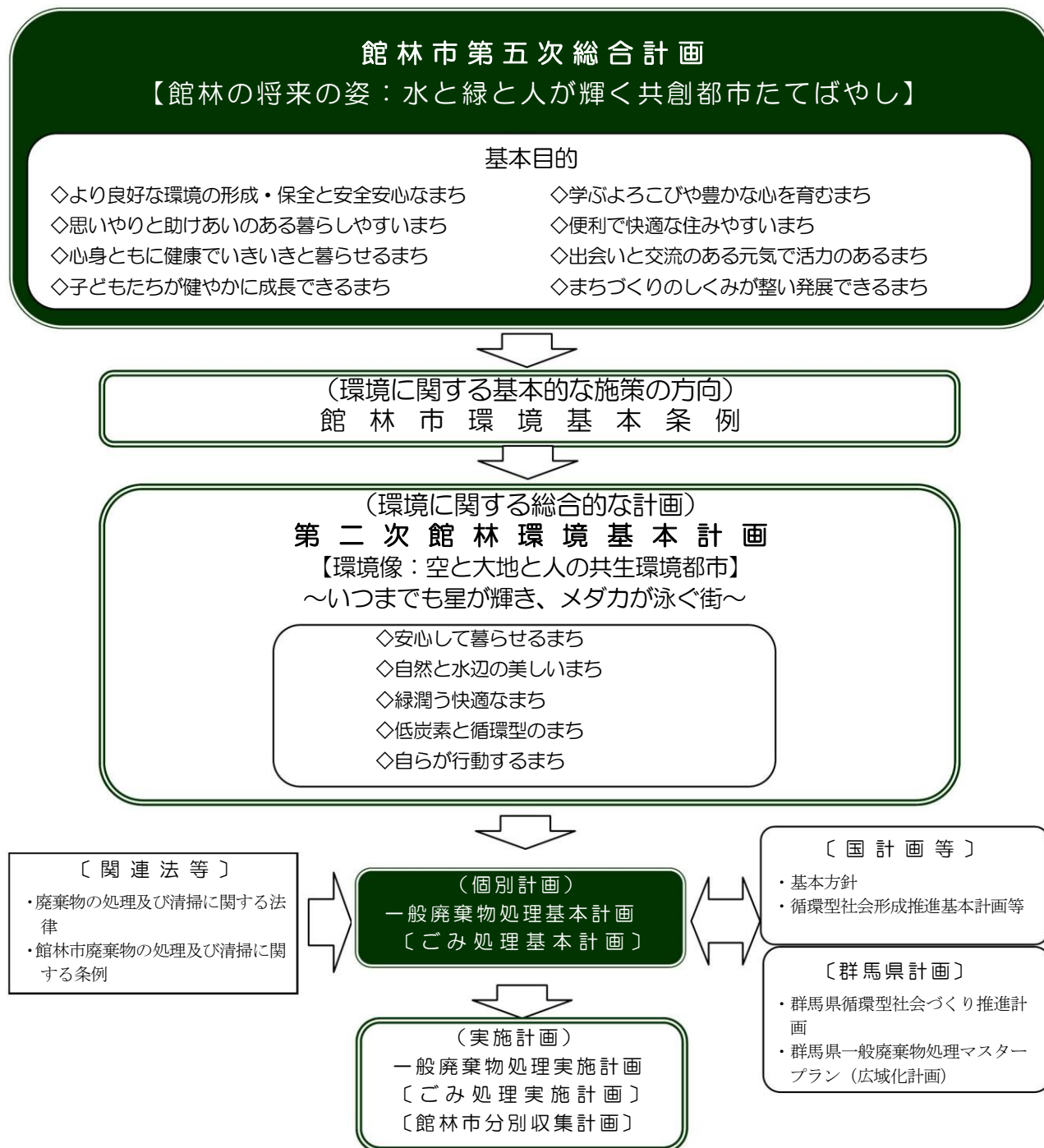


図 1-1 本計画の位置付け

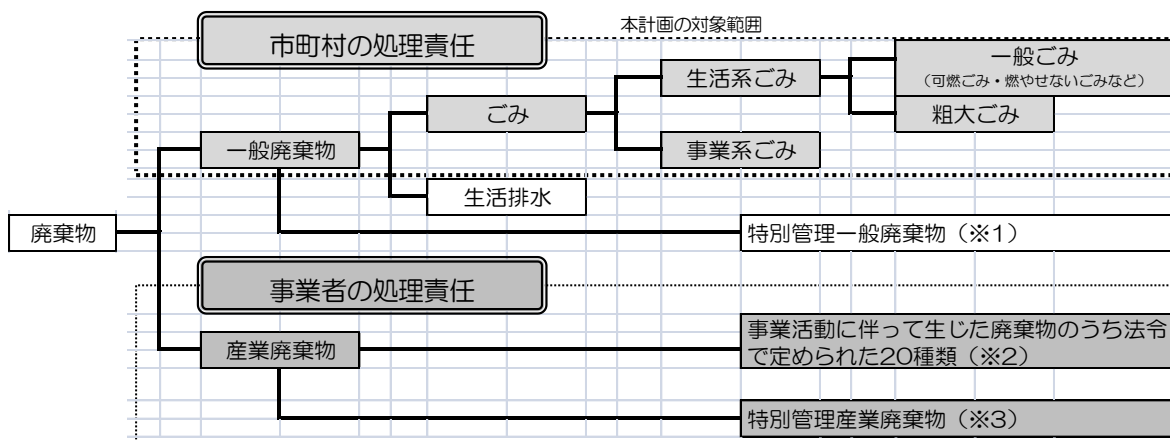
1. 3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

1. 4 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を除く「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を次に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のもの、輸入された廃棄物のことを言います。



- ※1 爆発性、毒性、感染症その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）
- ※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の19種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので19種類の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物等）
- ※3 爆発性、毒性、感染症その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

図 1-2 対象とする廃棄物

1. 5 計画目標年度

本計画は、平成25年度を初年度とし、10年後の平成34年度までを計画期間とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施していくため、中間目標年度として平成29年度を設定していました。

基本計画は、おおむね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点政策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていくものとします。

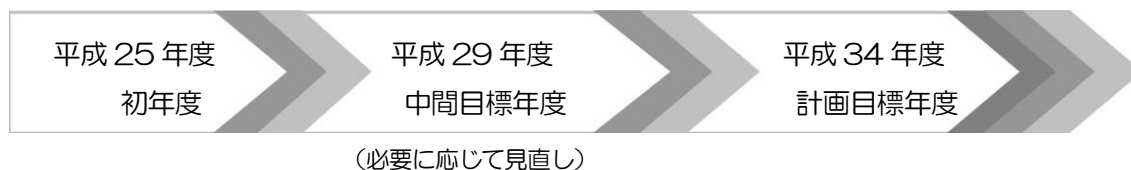


図 1-3 計画目標年度

第2章 市の概要

2.1 地域概要

2.1.1 地理的・地形的特性

館林市は、「鶴舞う形」といわれる群馬県の南東部、ちょうど鶴の頭の部分にあたり、関東地方のほぼ中央に位置します。市域の北部は渡良瀬川をへだてて栃木県佐野市、東部は板倉町、南部は明和町に接しており、西部は邑楽町及び千代田町に接しています。

県都前橋市へは約 50 kmと県内主要都市中最も離れていますが、首都東京へは浅草まで約 70 kmと最も近く、東京との交流は密接であり、鉄道や道路などの地理的条件に恵まれています。

また、県境に位置する本市から 20 km圏内には、太田市、栃木県足利・佐野の両市、茨城県古河市、埼玉県羽生市・加須市・行田市・熊谷市などがあり、相互に密接な関係を築きながら発展しています。

利根川・渡良瀬川の2大流域にあり、谷田川が市内の南を貫流し、城沼や多々良沼、近藤沼に代表される大小の沼が点在し、低湿地帯の特色を示しています。

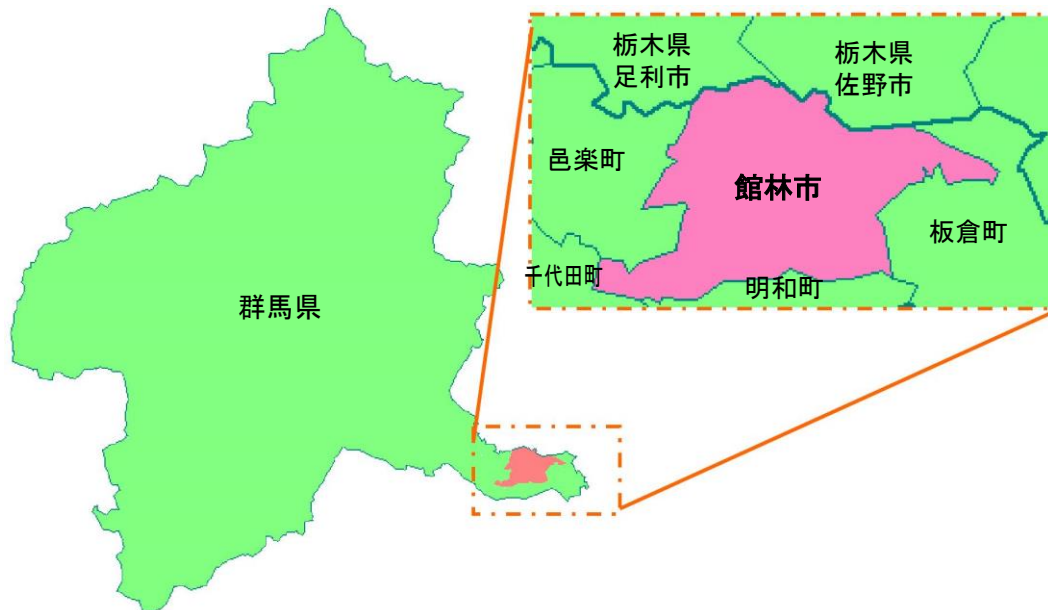


図 2-1 本市の位置

2. 1. 2 気候

本市の気象状況を次に示します。本市の平均気温は、16℃前後を推移している温暖な気候です。

表 2-1 気象状況

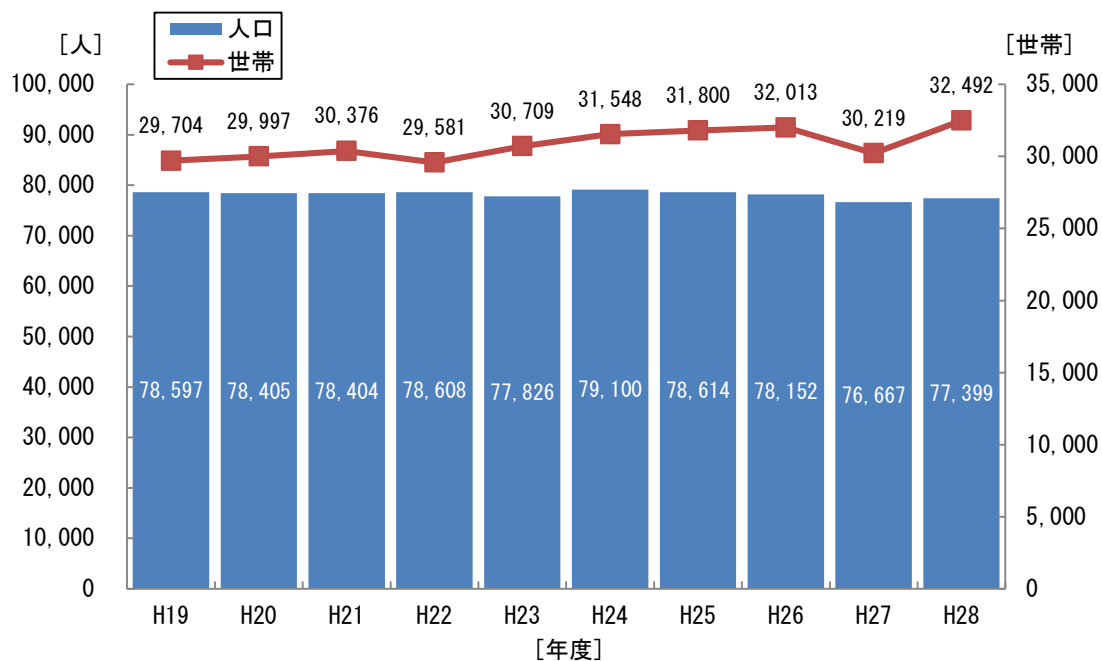
年	項目	気温(℃)			風速(m/s)			日照時間(h)	降水量(mm)	
		平均	最高極	最低極	平均	日最大	同風向			日最大
平成23年		15.3	39.3	-4.5	2.3	13.2	WNW	2218.2	1296.0	219.0
平成24年		15.2	39.2	-5.6	2.4	12.4	NNW	2269.0	1059.5	104.5
平成25年		15.7	40.1	-4.9	2.5	14.7	NW	2345.4	1278.5	144.0
平成26年		15.5	39.5	-4.4	2.4	13.4	WNW	2366.0	1350.0	93.5
平成27年		16.2	39.8	-3.8	2.3	14.1	NW	2144.0	1150.5	169.5

出典：館林市統計書【平成28年度】

2. 1. 3 人口・世帯の動向

本市の人口・世帯の推移を次に示します。

人口は減少傾向を示していますが、世帯数は増加しています。



※ 各年10月1日現在人口（平成22年度、平成27年度は国勢調査、その他の年度は住民基本台帳）

出典：館林市統計書【平成28年版】

図 2-2 人口・世帯の推移

本市の年齢別人口の推移を次に示します。

年少人口、生産年齢人口の割合が減少傾向にあり、老年人口の割合が増加傾向にあることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。

表 2-2 年齢別人口の推移

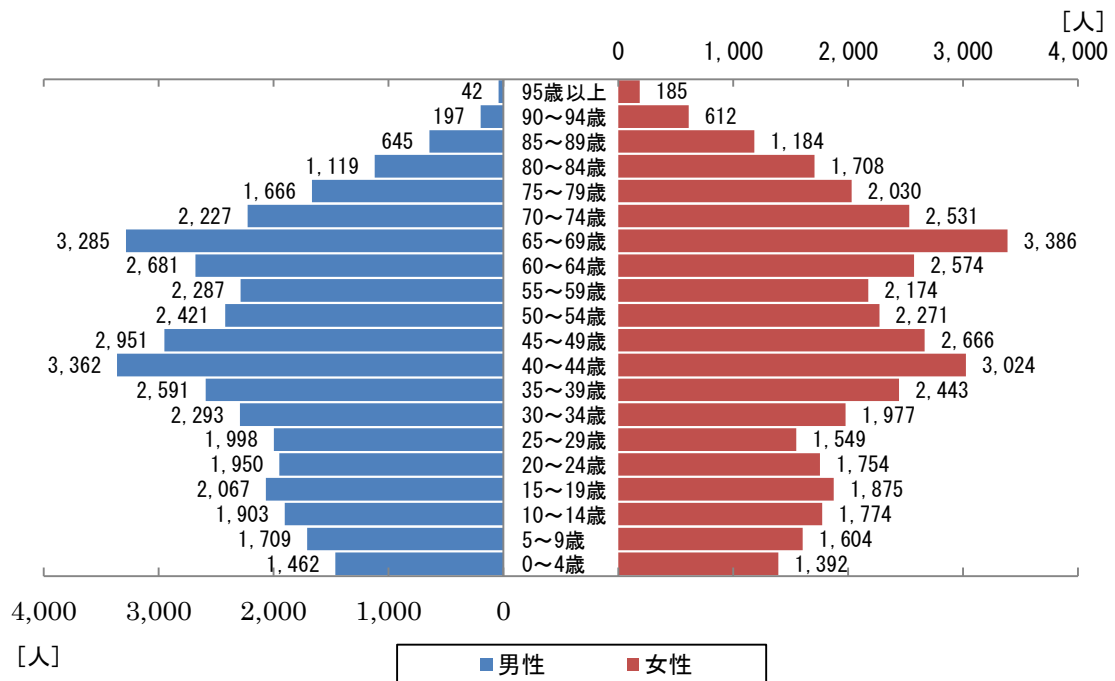
年度	区分 総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		(0~14歳)		(15~64歳)		(64歳以上)	
		人	%	人	%	人	%
平成17年度	79,454	11,693	14.7%	52,537	66.1%	15,219	19.2%
平成22年度	78,608	11,013	14.0%	49,500	63.0%	17,559	22.3%
平成27年度	76,667	9,688	12.6%	45,718	59.6%	20,560	26.8%

※ 年齢不詳人口を含まないため、割合の合計が100%になりません。

出典：国勢調査

本市の人口ピラミッドを次に示します。

男性は40~45歳、女性は65~69歳の人口が最も多くなっています。



平成 28 年 4 月 1 日現在

出典：館林市統計書【平成 28 年版】

図 2-3 人口ピラミッド

2. 1. 4 産業

次に産業大分類別の事業所数及び従業員数を示します。

本市は、第3次産業が79%を占めており、その中で卸売業、小売業が最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の順に多くなっています。

表 2-3 産業大分類別の事業所数及び従業者数（平成26年度）

産業大分類		項目	平成26年			
			事業所数	比率(%)	従業者数	比率(%)
総数			3,731	100.0%	36,219	100.0%
第1次	農業, 林業, 漁業		21	0.6%	217	0.6%
	小計		21	0.6%	217	0.6%
第2次	鉱業, 採石業, 砂利採取業		-	-	-	-
	建設業		304	8.1%	1,711	4.7%
	製造業		459	12.3%	7,728	21.3%
	小計		763	20.4%	9,439	26.1%
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業		5	0.1%	81	0.2%
	情報通信業		11	0.3%	158	0.4%
	運輸業, 郵便業		107	2.9%	2,536	7.0%
	卸売業, 小売業		929	24.9%	7,591	21.0%
	金融業, 保険業		43	1.2%	545	1.5%
	不動産業, 物品賃貸業		222	6.0%	606	1.7%
	学術研究, 専門・技術サービス業		115	3.1%	585	1.6%
	宿泊業, 飲食サービス業		517	13.9%	3,226	8.9%
	生活関連サービス業, 娯楽業		358	9.6%	1,524	4.2%
	教育, 学習支援業		134	3.6%	1,404	3.9%
	医療, 福祉		273	7.3%	4,669	12.9%
	複合サービス業		20	0.5%	456	1.3%
	サービス業		191	5.1%	2,272	6.3%
	公務		22	0.6%	910	2.5%
	小計		2,947	79.1%	26,563	73.3%

出典：平成26年 経済センサス

2. 1. 5 土地利用

次に本市の土地利用の状況を示します。

表 2-4 土地利用の状況

(単位：ha)

年度 地目	H24	H25	H26	H27	H28	
総面積	6,098.0	6,098.0	6,098.0	6,097.0	6,097.0	(100.0%)
田	1,308.0	1,305.3	1,304.9	1,302.1	1,300.9	(21.3%)
畑	1,475.2	1,468.3	1,459.7	1,448.4	1,438.1	(23.6%)
宅地	1,653.5	1,672.9	1,681.1	1,696.8	1,709.1	(28.0%)
池沼	79.7	79.7	79.7	79.7	83.3	(1.4%)
山林	190.8	190.6	190.6	189.0	186.0	(3.1%)
牧場	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	(0.0%)
原野	11.4	11.4	11.4	11.3	11.0	(0.2%)
雑種地	289.9	276.4	275.8	273.6	274.8	(4.5%)
その他	1,089.3	1,093.2	1,094.2	1,095.8	1,093.5	(17.9%)

出典：館林市統計書【平成 28 年版】

2. 2 総合計画における施策の方向

館林市第五次総合計画後期基本計画において、本計画に関連する今後の施策の方向を次に示します。

施策目的：ごみを減らし、資源を生かすまちになる

施策の方向：

- 市民や事業者と連携し、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の 3R を推進するために、さまざまな人たちを対象とした啓発の機会を充実するとともに、3R のしくみづくりに取り組みます。
- 排出されたごみを効率的に収集し、環境にやさしく適切に処理します。
- 館林市、板倉町、明和町の 1 市 2 町による新たな広域ごみ処理施設（事業主体：館林衛生施設組合）を建設し、運営します。

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみを取り巻く社会情勢

3. 1. 1 関係法令

1) 関係法令の概要

平成13年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

関連法の概要を次に示します。

表 3-1 関連法の概要

年月	関連法	概要
H6.8	環境基本法完全施行 (環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12.4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13.1	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13.4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13.5	食品リサイクル法完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14.5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17.1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25.4	小型家電リサイクル法完全施行(小型家電)	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

2) 関連法法令の体系

関連法の体系を次に示します。

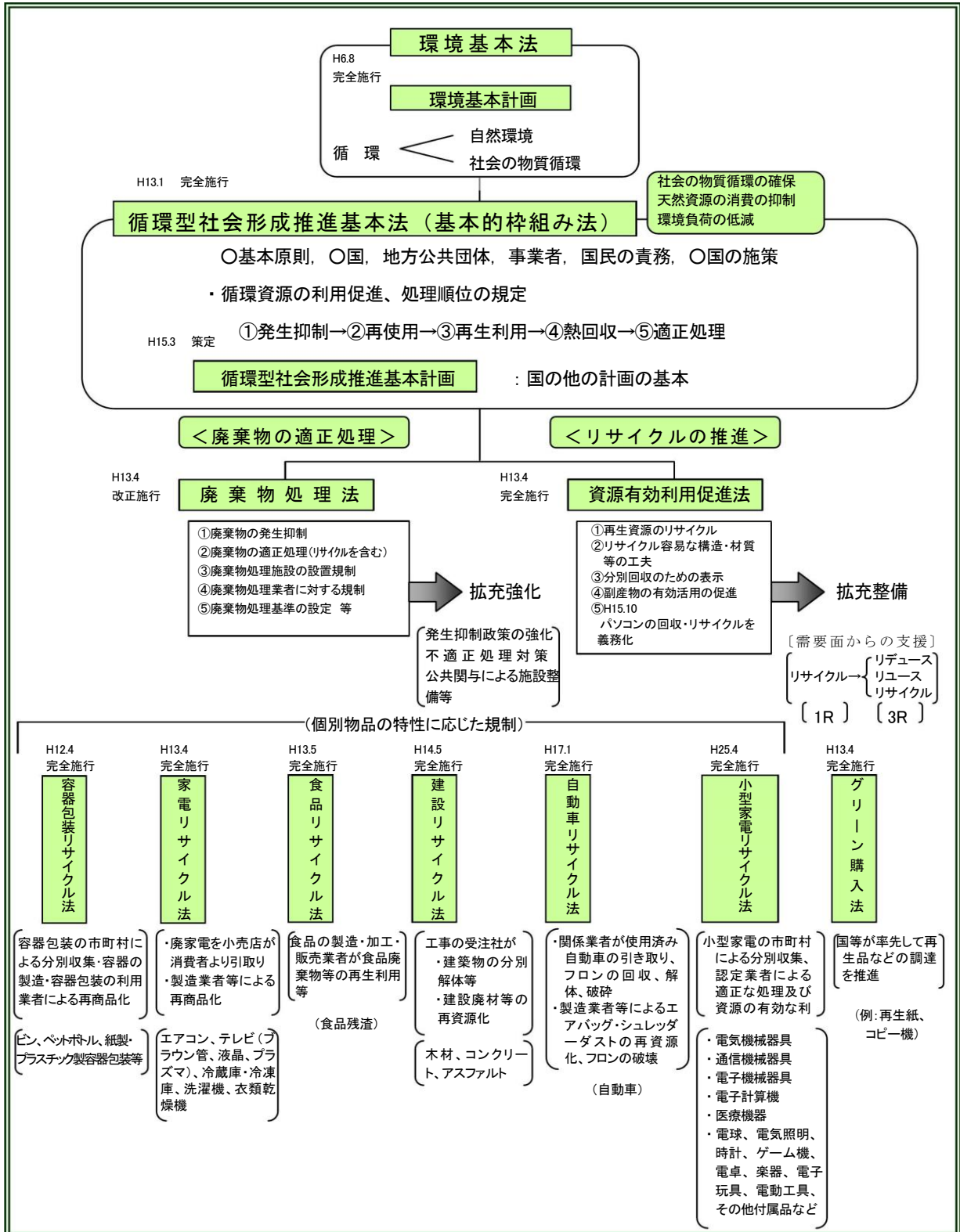


図 3-1 関連法の体系

3) 国の方針、県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。次に廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を示します。

表 3-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成11年3月	群馬県ごみ処理施設適正化計画(群馬県)
平成13年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(国)
平成14年3月	第1次群馬県廃棄物処理計画策定(群馬県)
平成15年3月	循環型社会形成推進基本計画(国)
平成17年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入(国)
平成17年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成18年6月	第2次群馬県廃棄物処理計画策定(群馬県)
平成20年1月	一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)(群馬県)
平成20年3月	循環型社会形成推進基本計画改定(国)
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改定(国)
平成23年3月	群馬県循環型社会づくり推進計画
平成25年5月	第3次循環型社会形成推進基本計画策定(国)
平成28年4月	第2次群馬県循環型社会づくり推進計画策定(群馬県)

4) 館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

この条例は、廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理並びに清掃等に関し必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成5年6月24日に施行しました。

本計画の策定、変更は本条例に基づきます。

3. 1. 2 国、県の達成目標

1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を次に示します。

表 3-3 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成24年度に対し、平成32年度において約12%削減
リサイクル率	平成24年度の21%に対し、平成32年度において約27%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度において約14%削減

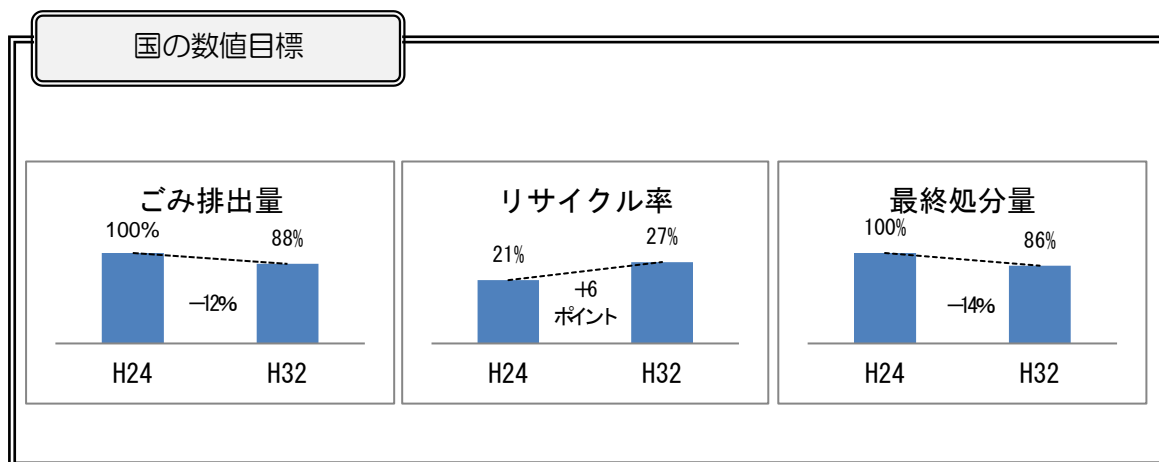


図 3-2 国の数値目標

2) 県の達成目標

群馬県が目指すべき循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すため、平成 23 年 3 月、「群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しました。この計画期間が平成 27 年度で終了するにあたり、これまで進めてきた各主体の取組を検証し、新たな計画期間における取組の指針として平成 28 年 3 月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しました。

資源循環型社会を築くために、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。数値目標を次に示します。

循環型社会づくりの基本的な考え方

(1) 基本理念

廃棄物の適正処理を更に推進させながら、群馬県の地域特性を活かして、廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質に応じた「質」の高い循環的な利用を実現します。

(2) 基本目標

- ① 県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
- ② 「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
- ③ 地域循環圏の形成による地域創生の実現
- ④ 大規模災害時にも対応できる広域処理体制の構築

(3) 重点施策

- ① 地域循環圏形成に向けた取組の推進
- ② 容器包装廃棄物等の資源化の充実
- ③ 生ごみの減量と循環的な利用に向けた取組の推進
- ④ 家庭ごみ処理に関する手数料の有料化
- ⑤ ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援
- ⑥ 災害発生時における廃棄物の広域的な処理体制の構築

表 3-4 県の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成 31 年度におけるごみ排出量を 1 人 1 日当たり 913g 以下 (平成 27 年度 : 1,031g/人・日)
リサイクル率	平成 31 年度において 25%以上 (平成 27 年度 : 15.4%)
最終処分量	平成 31 年度における最終処分量を 79 千 t 以下 (平成 27 年度 : 82 千 t)

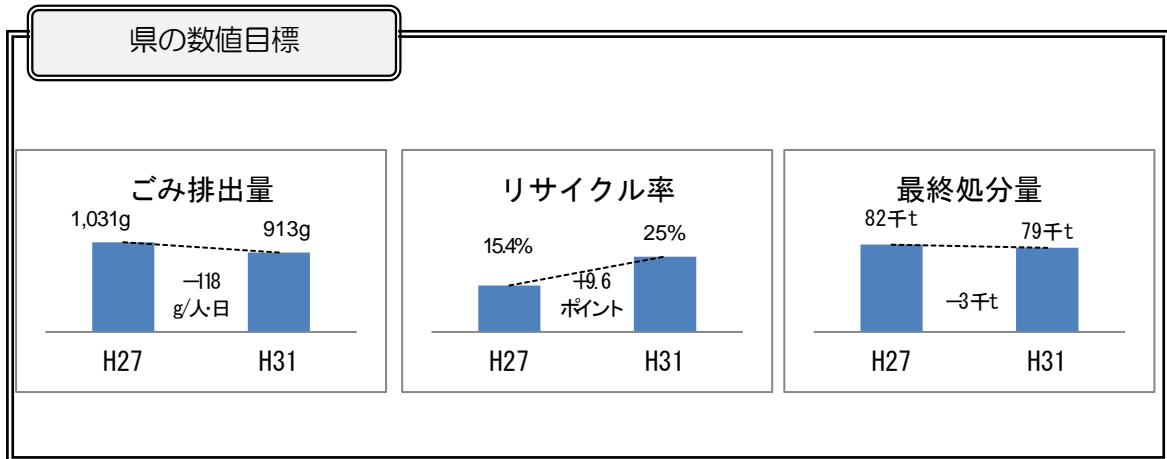


図 3-3 県の数値目標

3. 2 ごみ処理の状況

3. 2. 1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを次に示します。

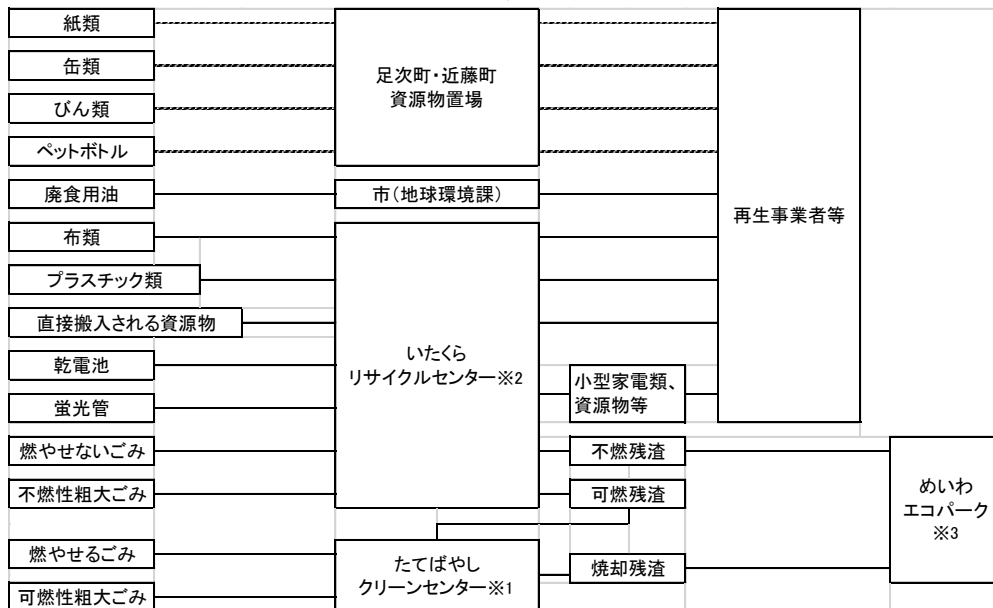


図 3-4 ごみ処理フロー

※1 たてばやしクリーンセンター：平成 29 年 4 月稼働の館林衛生施設組合の熱回収施設
 ※2 いたくらリサイクルセンター：平成 29 年 4 月稼働の館林衛生施設組合の粗大ごみ処理施設
 ※3 めいわエコパーク：平成 30 年 4 月稼働の館林衛生施設組合の最終処分場

3. 2. 2 家庭系ごみの分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分を次に示します。

表 3-5 家庭系ごみの分別区分

分別品目		ごみの種類	
燃やせるごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・台所ごみ ・汚れた紙 ・木くず・草・葉類 ・ゴム・皮革類 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜くず、残飯、果物の皮、貝殻、茶がら、料理くずなど ・チリ紙、紙おむつなど ・枝木、除草、枝葉など ・カバン、くつ、ベルトなど
燃やせないごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器 ・ガラス類 ・小型家電類 ・焼却灰 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶碗、さら、植木鉢など ・板ガラス、コップ、化粧ビンなど ・炊飯器、ラジカセ、掃除機、扇風機、電気スタンドなど(重量が10kg未満のもの) ・ポット、時計、傘、ライター、カミソリ、ナイフなど
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・家具・寝具 ・大型家電類 ・木竹 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・タンス、ベッド、ふとん、カーペット、マットレスなど ・重量が10kg以上の家電製品 ・自転車、机、ストーブ、ガスレンジなど
資源物	古紙	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙	
	古布	衣類、シーツ類など	
	プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック容器包装 ・プラスチック製品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボトル類、チューブ類、カップ・パック類、トレイ類、ネット類、キャップ類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材類、オーディオソフト類など
	ペットボトル	ペットボトル	飲料用、酒類、調理用、リサイクルマークのあるもの
	缶・金属類	缶、金属類	ジュース缶、ビール缶、鍋やかん、金属類のふたなど
	ビン	ビン	ジュースビン、ドリンクビン、酒ビン、調味料ビンなど
	スプレー缶・乾電池	スプレー缶、乾電池	ヘアムース缶、ガス缶、アルカリ電池、マンガン電池
	蛍光管、白熱電球	割れていない蛍光管、白熱電球	
	廃食用油	廃食用油	

3. 2. 3 家庭系ごみの排出方法

本市の家庭系ごみの排出方法を次に示します。

表 3-6 家庭系ごみの排出方法

分別品目	ごみの出し方	排出容器など	
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは水をよく切って ・紙おむつの汚物はトイレに捨てて ・包装紙・化粧箱はひもでしばって資源物の日に ・小枝は太さ 3cm で長さ 40cm 以内にし、ひもでしばって ・草・葉類は乾燥させて 	透明・半透明の袋	
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧ビンをよく洗って ・袋に焼却灰と書いて ・時計類は電池を外して ・ライターは中身を使い切って 	<ul style="list-style-type: none"> ・透明コンテナの脇に置く ※たて・横・高さ1m 以内 ※重さ 10kg 以内 ※危険物は品目名を表示 	
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・金属・家具類はできるだけ外して ・木は直径 10cm 以内、長さ2m 以内に(大量にある場合はあらかじめ 40cm 以内に切って) ・ストーブは必ず燃料を抜いてから 	自己搬入もしくは許可業者に依頼	
資源物	古紙	・束ねて、ひもでしばって	
	古布	※雨の日は次の収集に	
	プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れを落として ・食品トレイは回収ボックスのある店頭へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・袋に入れて ※大きさ 70cm × 70cm × 100cm 以内
	ペットボトル	中を洗いフタとラベルをとり、つぶす	緑色のかご又はコンテナボックスへ
	缶・金属類	中身を使い切って、きれいにして	黄色のコンテナボックスへ
	ビン	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を使い切ってフタをとる ・生きビンは買った店へ 	水色のコンテナボックスへ
	スプレー缶・乾電池	スプレー缶は中身を使い切って	透明のコンテナボックスへ
	蛍光管、白熱電球	割れていないもの	電気店、ホームセンター、公民館等の公共施設に設置してある回収ボックスへ
	廃食用油		毎月第 1、3 水曜日に市役所(地球環境課環境政策係)

3. 2. 4 ごみ排出量

1) ごみ排出量の実績

次にごみ排出量の推移を示します。

本市のごみ排出量は、過去5年間の推移を見ると平成24年度の30,760 tをピークに減少傾向にあり、平成28年度には27,867 t（約9%減）となっています。

家庭系ごみ量※1は平成25年度の21,264 tをピークに減少傾向にあり、平成28年度には20,037 t（約6%減）となっています。

事業系ごみ量※2は平成24年度の7,763 tをピークに一貫して減少しており、平成28年度には6,445 t（約17%減）となっています。

集団回収量についても平成24年度は1,735 tでしたが、年々減少し、平成28年度には1,384 t（約20%減）となっています。

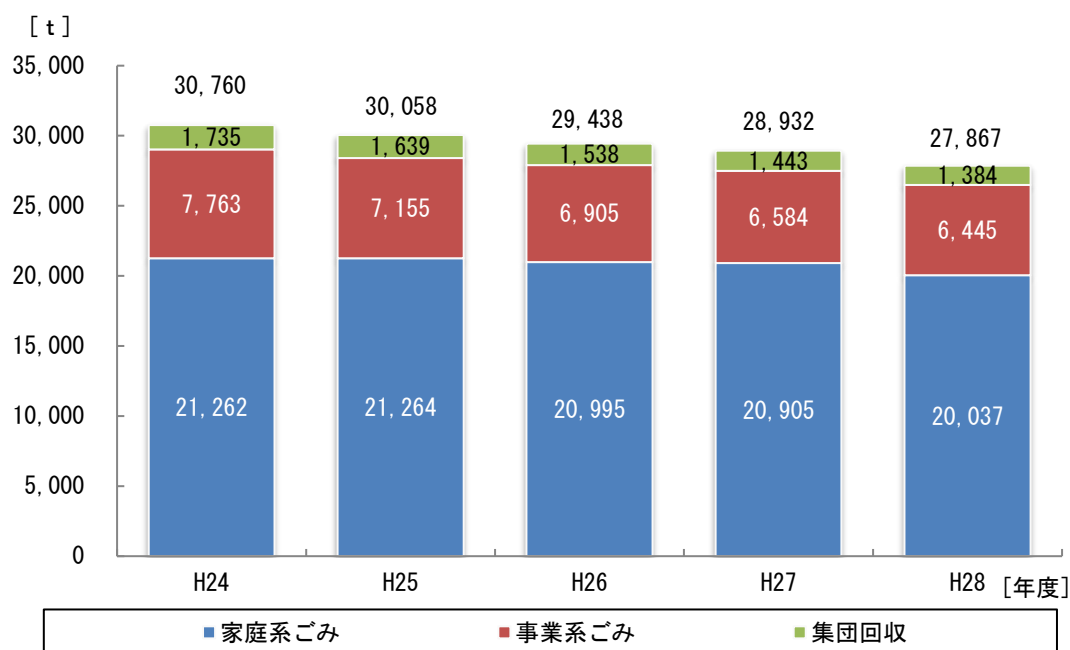


図 3-5 ごみ排出量等の推移

平成27年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び1人1日平均排出量（以下、「原単位※3」といいます。）を図 3-6 に示します。

本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、国平均と比較して事業系ごみが7ポイント、県平均と比較して2ポイント低い値となっています。

原単位については、事業系ごみが県平均および国平均より低い値となっています。家庭系ごみの原単位は、国平均や県平均よりも高い値となっています。

※1 家庭系ごみ：市が定期収集するごみ及び集団回収により回収された資源物の総量

※2 事業系ごみ：事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみの総量

※3 原単位＝ごみ排出量÷行政区内人口÷365日×1,000,000

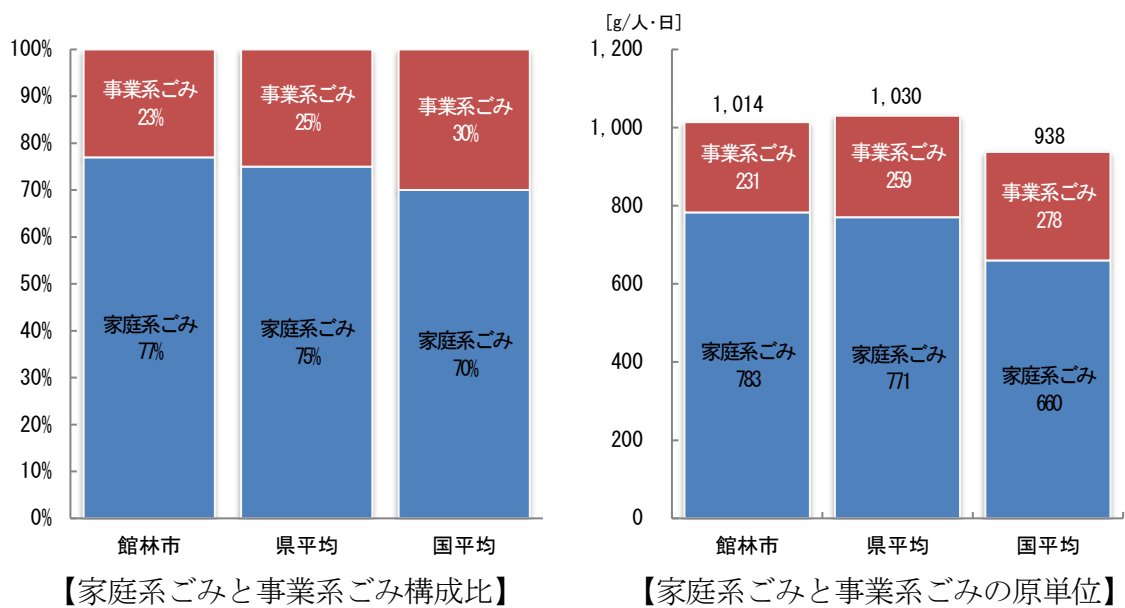


図 3-6 家庭系ごみと事業系ごみ（平成 27 年度）

また、1 事業所あたりのごみ排出量を次に示します。

本市は、1 事業所あたり 1,765kg/年ですが、県平均 1,950kg/年、国平均 2,201kg/年となっており、県平均や国平均より低い数値となっています。

表 3-7 1 事業所あたり排出量（平成 27 年度）

項目	区分	区分		
		館林市	群馬県平均	国平均
事業所数	[事業所]	3,731	97,750	5,926,804
人口	[人]	77,938	2,006,957	128,038,523
人口あたりの事業所数	[事業所/千人]	48	49	46
事業系ごみ排出量	[t]	6,584	190,565	13,045,672
1 事業所あたり排出量	[kg/年]	1,765	1,950	2,201

事業所数は、平成 26 年度 経済センサス

事業系ごみ量は、平成 27 年度 環境省一般廃棄物処理実態調査

1 事業所あたり排出量 = 事業系ごみ排出量 (t) ÷ 事業所数 (事業所) × 1,000

人口あたりの事業所数 = 事業所数 (事業所) ÷ 人口 (千人)

2) 1人1日平均排出量

次に原単位の推移を示します。

本市の原単位は、過去5年間の推移を見ると平成24年度の1,065g/人・日をピークに減少し、平成28年度には986g/人・日（約7%減）となっています。

本市の平成27年度の実績値1,014g/人・日は、国平均939g/人・日を上回っていますが、県平均1,031g/人・日は下回っています。

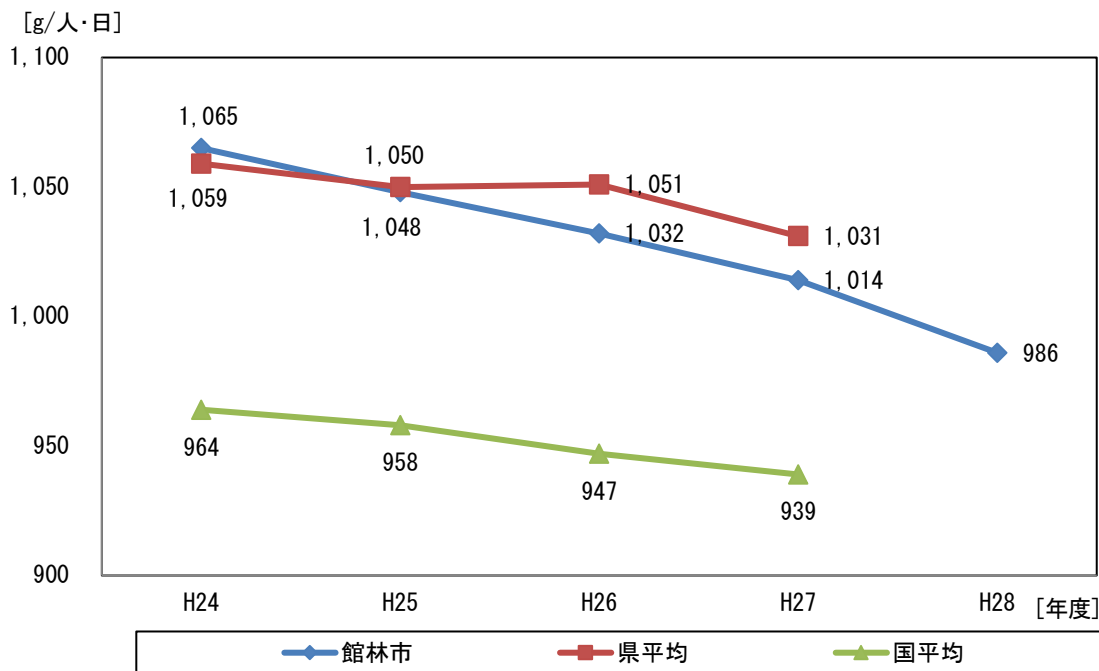


図 3-7 原単位の推移

3) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の平成28年度の種類別ごみ排出量は、燃やせるごみが77.9%、資源物が15.2%、集団回収が5.0%、燃やせないごみが1.9%を占めています。

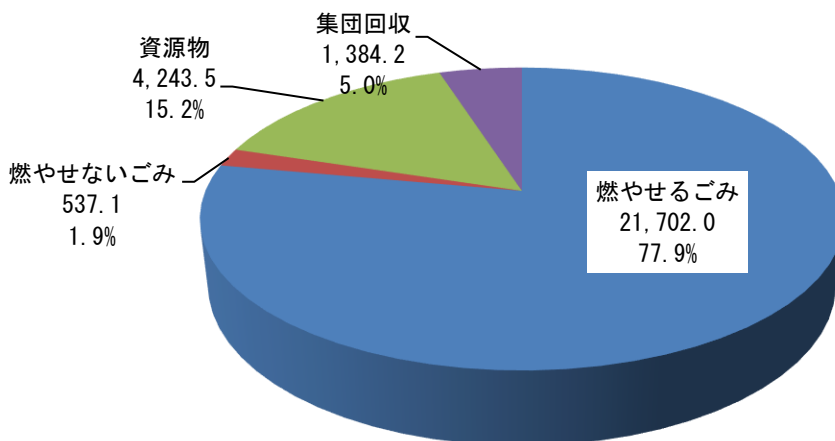


図 3-8 種類別ごみ排出量の内訳 (平成28年度)

3. 2. 5 資源化の実績

1) 資源化量の推移

図 3-9 に資源化量の推移を、資源化量の内訳を表 3-8 に示します。

本市の資源化量は、過去5年間の推移を見ると平成24年度の6,555 tをピークに減少し、平成28年度には5,628 tとなっています。また、資源化率は、21%前後で推移しています。

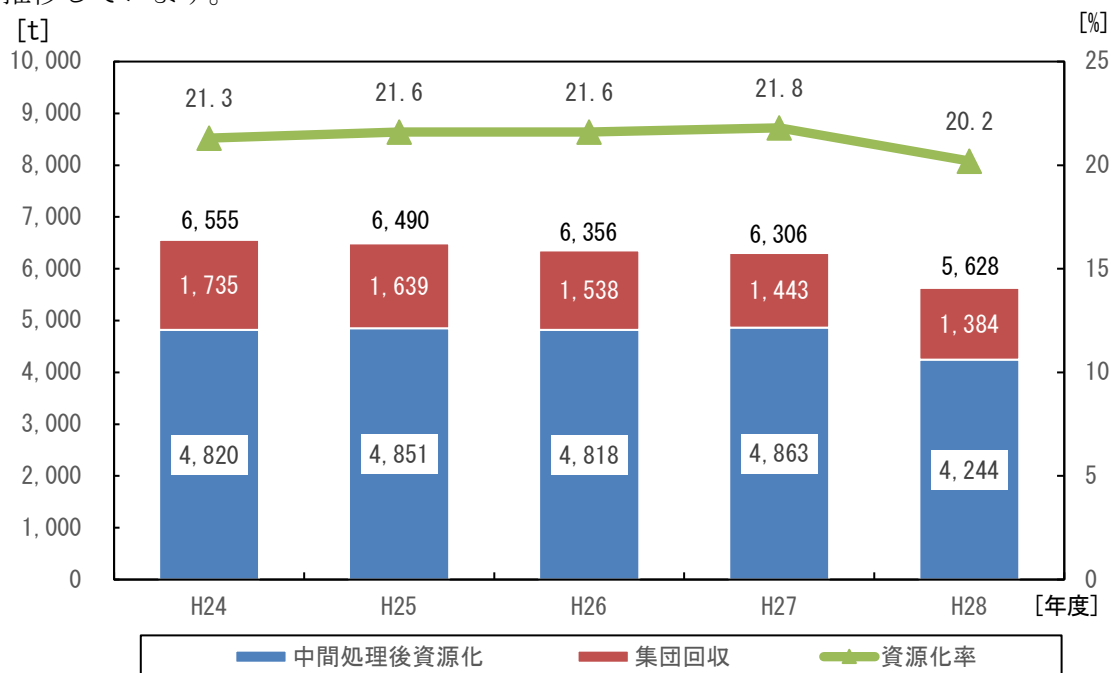


図 3-9 資源化量の推移

表 3-8 資源化量の内訳

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28
合計		6,555.3	6,479.7	6,461.5	6,347.2	5,627.7
集団回収		1,734.5	1,638.2	1,539.0	1,443.3	1,384.2
	紙類	1,709.3	1,615.1	1,516.7	1,420.5	1,359.0
	びん類	3.9	3.8	3.0	2.9	2.7
	金属類	19.3	17.6	17.4	18.1	17.7
	古布	2.0	1.7	1.9	1.8	4.8
中間処理後資源化		4,820.8	4,841.5	4,922.5	4,903.9	4,243.5
	紙類	1,670.6	1,652.8	1,653.3	1,568.5	1,324.7
	鉄類	514.1	463.6	449.2	432.3	377.8
	アルミ類	116.3	126.8	123.4	135.0	131.5
	ガラス類	968.2	920.2	1,004.4	1,055.9	941.4
	ペットボトル	278.3	281.5	258.3	244.9	224.4
	プラスチック類	1,205.9	1,225.6	1,200.6	1,242.4	1,078.4
	布類	18.8	43.6	100.6	102.1	64.1
	小型家電等	11.6	83.6	100.5	88.6	70.1
	乾電池	22.0	25.4	18.7	19.6	21.9
	蛍光管	12.3	9.6	9.9	8.4	5.9
	処理困難物	2.8	8.8	3.6	6.2	3.3

出典：資源化集計表

2) リサイクル率の推移

本市の平成 27 年度のリサイクル率 21.8%は、国平均を 1.4 ポイント、県平均を 6.4 ポイント上回っています。

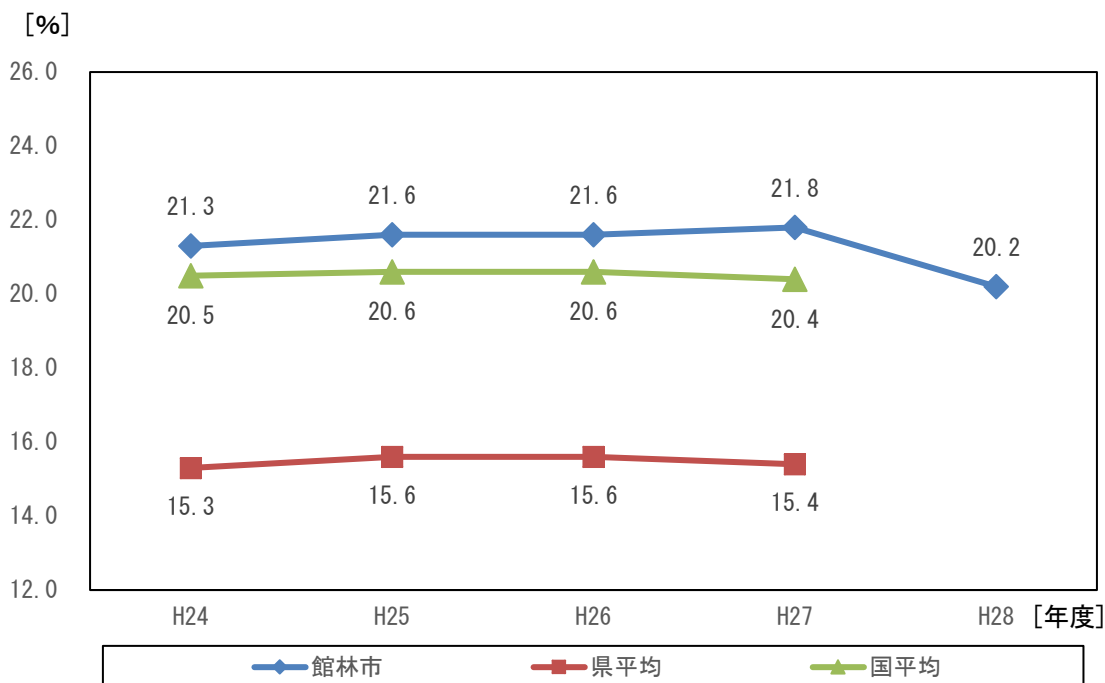


図 3-10 リサイクル率の推移

3) 再生資源集団回収事業

本市の再生資源集団回収事業による回収量等の推移を次に示します。

回収量及び助成金合計額は減少傾向にあります。

表 3-9 再生資源集団回収による回収量等の推移

項目 年度	紙類 (kg)	びん類 (kg)	金属類 (kg)	古布 (kg)	合計 (kg)	申請件数 (件)	助成金 (千円)
H24	1,709,317	3,918	19,330	1,951	1,734,516	475	10,407
H25	1,615,111	3,786	17,617	1,708	1,638,222	486	9,829
H26	1,516,656	3,016	17,351	1,925	1,538,948	476	9,234
H27	1,420,449	2,936	18,051	1,837	1,443,273	476	8,660
H28	1,359,041	2,665	17,693	4,800	1,384,199	481	8,305

3. 2. 6 ごみ質分析結果

1) 燃やせるごみの種類組成（乾燥重量比）

次に、平成24年5月から平成29年1月の燃やせるごみの種類組成（乾燥重量比）を示します。

ごみの種類組成値は、紙類が最も多く20.2%～48.1%（平均値39.7%）で推移しています。次いで合成樹脂類（プラスチック類）が14.4%～26.7%（平均値19.5%）、木・竹・わら類が9.2%～27.8%（平均値15.6%）、厨芥類が3.5%～18.5%（平均値10.7%）、布類が2.8%～23.9%（平均値8.5%）となっています。

紙類、布類、プラスチック類の分別徹底により資源化を推進する必要があります。

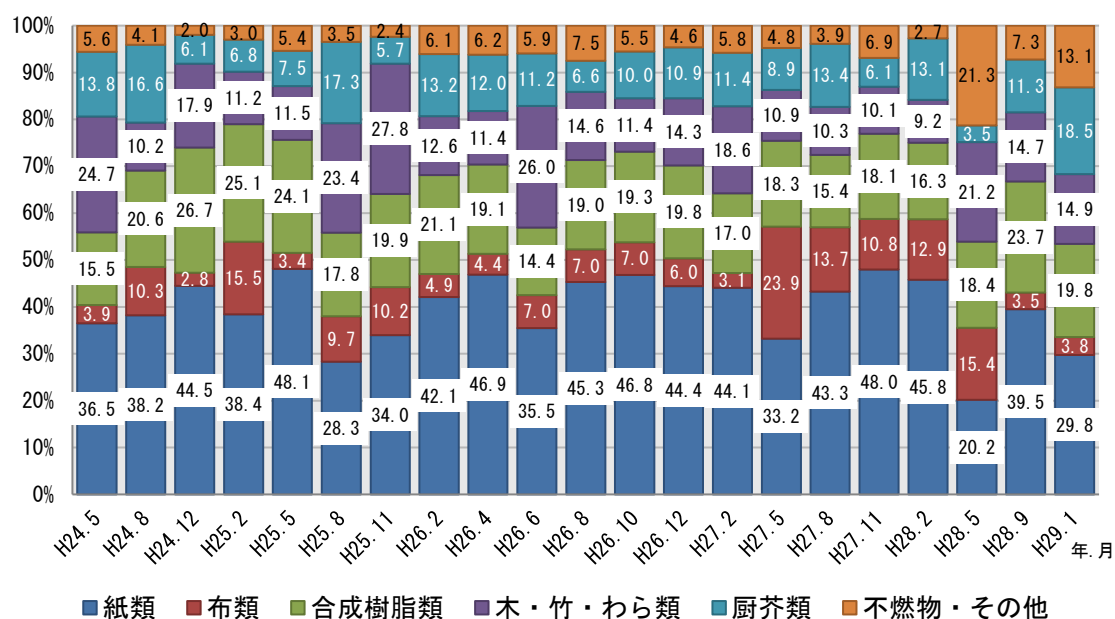


図 3-11 燃やせるごみの種類組成（乾燥重量比）

2) 燃やせるごみの3成分値（重量比）

図 3-12 に、燃やせるごみの3成分値※1（重量比）を示します。

三成分値は、水分が39.8%～55.9%（平均値46.8%）、可燃分が38.9%～54.1%（平均値47%）灰分が4.2%～12.1%（平均値6.3%）となっています。

燃やせるごみの約50%を水分が占めており、水切りなどによる水分の削減が必要です。

※1 3成分値：ごみの性状を把握するために、燃えるごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの

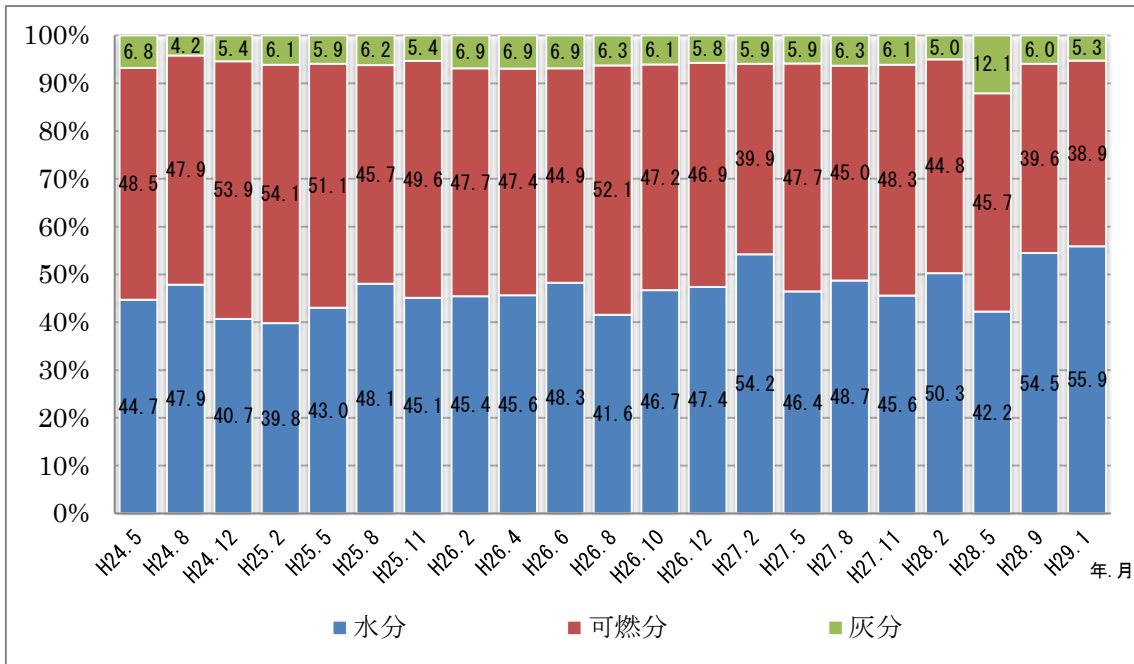


図 3-12 燃やせるごみの3成分値 (重量比)

3) 燃やせるごみの単位体積重量※1 と 低位発熱量※2

次に、燃やせるごみの単位体積重量と低位発熱量を示します。

単位体積重量の平均値は 0.2 t / m³、低位発熱量の平均値は 8,403 kJ / kg となっています。

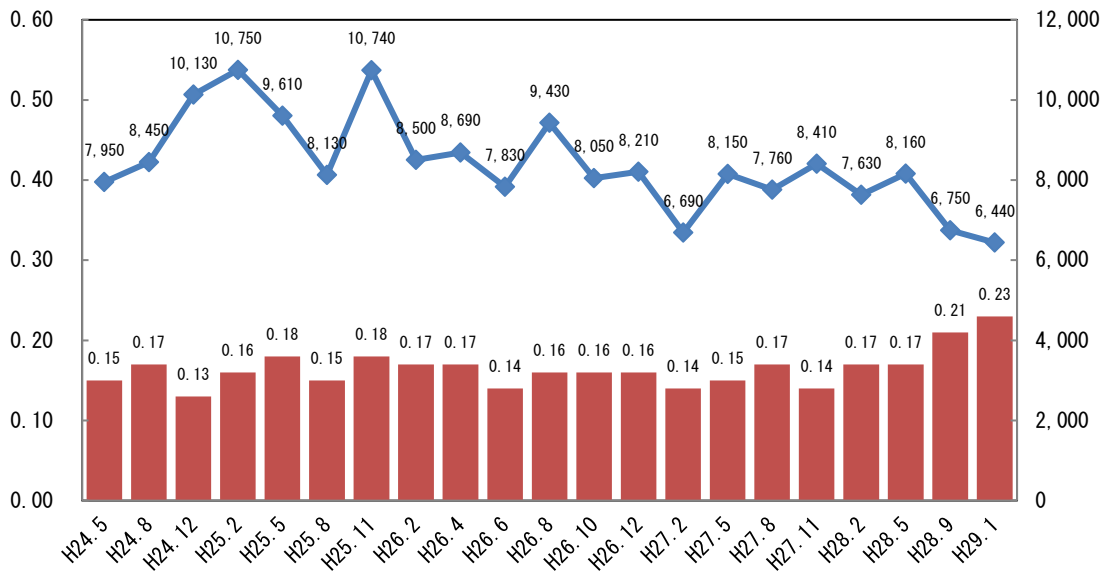


図 3-13 燃やせるごみの単位体積重量と低位発熱量

※1 単位体積重量：可燃ごみの単位体積あたりの重量

※2 低位発熱量：燃えるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの

3. 2. 7 収集・運搬の概要

1) 収集・運搬の状況

本市の収集・運搬の状況を次に示します。

収集・運搬区域は、市全域です。

収集・運搬は、家庭系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者によって行われています。

表 3-10 収集・運搬の状況

分別品目		収集回数	収集方法
燃やせるごみ		週2回	ステーション方式
燃やせないごみ		月2回	ステーション方式
粗大ごみ		随時	自己搬入・許可業者依頼
資源物	古紙	月2回	ステーション方式
	古布		
	プラスチック類		
	ペットボトル		
	缶・金属類		
	ビン		
	スプレー缶・乾電池		
	蛍光管、白熱電球	—	拠点回収方式
	廃食用油	—	拠点回収方式

2) 収集・運搬車両

本市の収集・運搬車両の状況を次に示します。

表 3-11 収集・運搬車両の状況

項目	区分	直営	収集委託	収集許可	合計
収集車台数[台]		1	20	205	226
積載量[t]		2	46	574.43	622.43
件数[件]		—	9	56	65

3) 収集・運搬量

次に収集・運搬量の推移を示します。

表 3-12 収集・運搬量の推移

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28
	単位					
家庭系ごみ	t/年	21,262	21,264	20,995	20,905	20,037
収集ごみ	t/年	19,580	19,504	19,231	19,183	18,659
燃やせるごみ	t/年	14,874	14,861	14,910	14,811	14,582
燃やせないごみ	t/年	235	231	87	84	292
資源物	t/年	4,444	4,380	4,209	4,255	3,758
その他	t/年	22	25	19	20	22
粗大ごみ	t/年	5	7	6	13	5
直接搬入ごみ	t/年	1,682	1,760	1,764	1,722	1,378
燃やせるごみ	t/年	1,044	1,117	1,078	991	802
燃やせないごみ	t/年	64	72	69	74	37
資源物	t/年	255	388	274	292	353
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	319	183	343	365	186
事業系ごみ	t/年	7,763	7,155	6,905	6,584	6,445
燃やせるごみ	t/年	7,662	7,055	6,772	6,483	6,318
燃やせないごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源物	t/年	55	60	66	51	110
粗大ごみ	t/年	46	40	67	50	17

3. 2. 8 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

本市の中間処理の状況を次に示します。

表 3-13 中間処理の状況

分別品目	中間処理の状況	
燃やせるごみ	たてばやしクリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣は埋立処分	
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・いたくらリサイクルセンターで破碎・選別・圧縮処理し、鉄類、アルミ類を再生事業者へ引渡し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立処分 ・小型家電類は保管後、民間に資源化を委託 	
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性粗大ごみはごみ焼却施設で前処理（剪断）後、可燃ごみと同様に処理 ・不燃性粗大ごみは、燃やせないごみと同様 	
資源物	古紙	民間資源ヤードで保管後、再生事業者へ引渡し
	古布	民間資源ヤードで保管後、再生事業者へ引渡し
	プラスチック類	いたくらリサイクルセンターヤードで保管後、民間に資源化を委託し、再生事業者へ引渡し
	ペットボトル	民間資源ヤードで保管後、再生事業者へ引渡し
	缶・金属類	民間資源ヤードで保管後、再生事業者へ引渡し
	ビン	再生事業者へ直接引渡し
	スプレー缶・乾電池	いたくらリサイクルセンターで保管後、民間に処理・資源化を委託
	蛍光管・白熱電球	いたくらリサイクルセンターで保管後、資源化を委託
廃食用油	市役所（地球環境課）で保管後、民間へ資源化を委託	

2) 中間処理施設

館林衛生施設組合の中間処理施設の概要を次に示します。

(1) 熱回収施設（焼却処理施設）

表 3-14 熱回収施設の概要

施設名称	たてばやしクリーンセンター
所在地	館林市苗木町 2447-19
供用開始	平成 29 年 4 月 1 日
敷地面積	15,500 m ²
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式
処理能力	100 t / 日 (50 t / 24H × 2 炉)
ガス冷却装置	水噴射方式
余熱利用	温水発生器による温水回収方式 (施設内給湯・暖房、館林市総合福祉センター)

(2) リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）

表 3-15 リサイクルセンターの概要

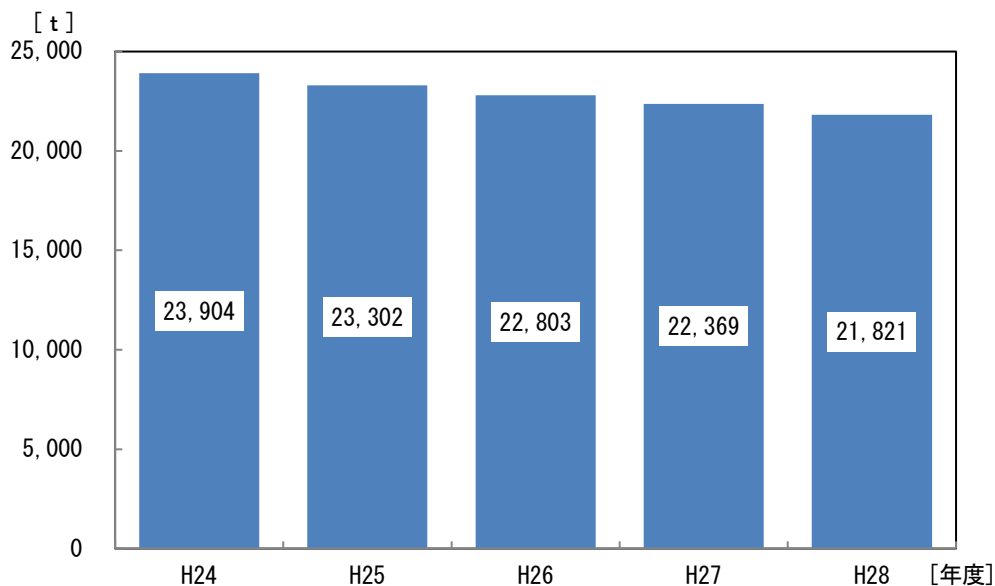
施設名称	いたくらリサイクルセンター
所在地	邑楽郡板倉町大字板倉 3427-7
供用開始	平成 29 年 4 月 1 日
敷地面積	6,836 m ²
処理方式	破碎・選別
処理能力	5 t / 日 (5H)

3) 中間処理量

(1) 焼却処理量

次に焼却処理量の推移を示します。

焼却処理量は、過去5年では平成24年度の23,904 tをピークに減少し、平成28年度には21,821 t（約9%減）となっています。



※燃やせないごみ等から発生する可燃残渣量を算出し加算

図 3-14 焼却処理量の推移

(2) 燃やせないごみ・資源物の処理量

次に燃やせないごみ・資源物の処理量の推移を示します。

燃やせないごみ・資源物の処理量は、平成24年度の5,445 tをピークに減少傾向にあり、平成28年度には4,780 tとなっています。

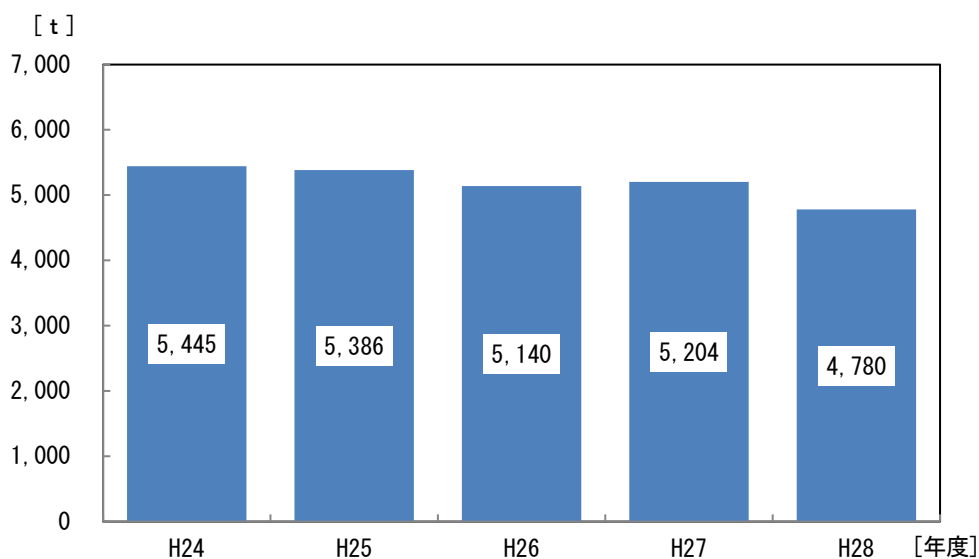


図 3-15 燃やせないごみ・資源物の処理量の推移

3. 2. 9 最終処分の概要

1) 最終処分場の概要

次に、最終処分場の概要を示します。

表 3-16 旧最終処分場の概要

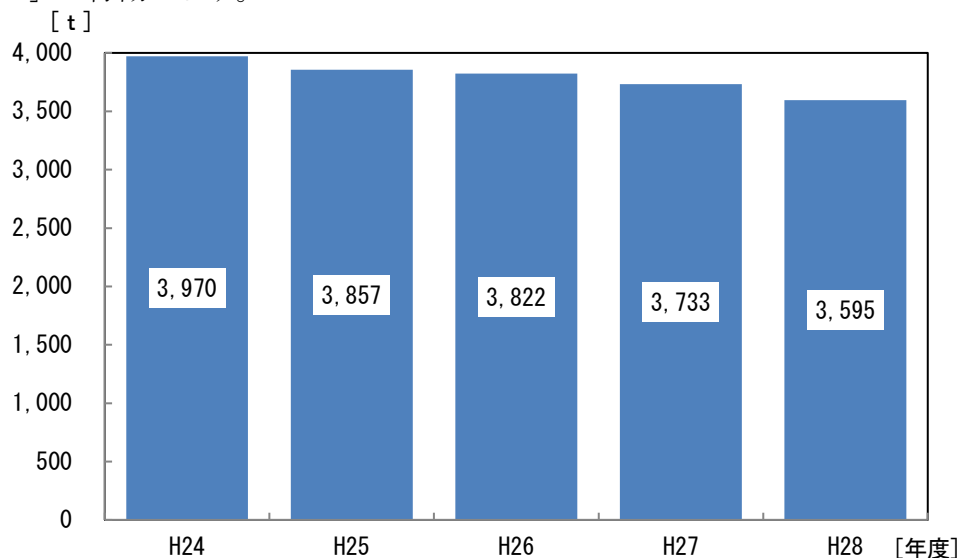
施設名称	館林市清掃センター・最終処分場
所在地	館林市苗木町 2447-26
敷地面積	15,402 m ²
埋立開始	平成5年5月20日
埋立終了	平成30年3月31日（延長予定）
浸出水処理水量	45 m ³ /日

表 3-17 新最終処分場の概要

施設名称	めいわエコパーク（館林衛生施設組合）
所在地	邑楽郡明和町千津井 1019-1
敷地面積	21,307 m ²
供用開始	平成30年4月1日（予定）
浸出水処理水量	5 m ³ /日

2) 最終処分量

次に、最終処分量の推移を示します。平成28年度までは、市の最終処分場の残余容量を確保するため焼却灰の大部分を民間の処分場に場外搬出していました。平成30年度には、ごみ処理広域化に伴い、館林衛生施設組合運営・管理の「めいわエコパーク」が稼働します。



※平成28年度は推計値

図 3-16 最終処分量の推移

3. 2. 10 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を次に示します。

表 3-18 ごみ処理経費の推移

区分(単位)	年度	H24	H25	H26	H27	H28
処理人口(人)		79,100	78,614	78,152	77,938	77,399
ごみの総排出量(t)		30,760	30,058	29,438	28,932	27,867
処理費(千円)		924,810	958,679	1,018,560	977,363	1,464,142
1人1日当たりの排出量(g)		1,065	1,048	1,032	1,014	986
1人当たりの費用(円)		11,692	12,195	13,033	12,540	18,917
トン当たり費用(円)		30,065	31,894	34,600	33,781	52,540

※新施設の建設費を含む

3. 2. 11 ごみ減量化・再生利用の状況

1) 広報・啓発活動

「資源とごみの分け方・出し方」、「資源とごみ分別収集カレンダー」、「たてばやしのごみ分別辞典」、「広報館林」、環境に関する情報誌「エコシティ」、ホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。

2) 教育の充実

(1) 小学校における学校教育の取り組み

小学校に対して「ごみ問題」、「環境問題」についての現状や将来のあり方を授業の中で取り上げるほか、市内全小学4年生のごみ処理施設の見学を通じてごみに対する意識づけを行っています。

(2) 出前講座

地区やグループなどの求めに応じて、職員が講師として出前講座を行います。「ごみと資源のはなし」では、なぜごみを減量しなければならないのか説明し、資源の大切さについて考えてもらいます。

3) イベントの開催

不要品の有効利用、リサイクルの意識を高めるため、年2回（5月、10月）市民対象のイベントの中でリサイクル品（自転車・家具等）の抽選会やフリーマーケットを行っています。

4) 買い物袋持参運動

平成18年度より10回にわたり、館林市・板倉町・明和町でマイバッグキャンペーンを実施しており、市民・事業者・行政で協力して、買い物袋の持参率の向上に取り組んでいます。

5) 集団回収事業

子ども会や地区で自主的に協力しあって資源を回収し、回収業者に引き渡すリサイクル活動です。ごみを減らすことができるとともに地域のコミュニケーションも深めることができ、環境学習の一助を担っています。

市から各団体に対して1kgあたり6円の助成金を交付しています。

6) 廃ガラスビン再生活用事業

廃ガラスビンを再生アスファルトの骨材として活用することで、ごみ処理経費削減及び資源の再利用を図っています。

7) ごみ減量化器具購入費助成金交付事業

生ごみの減量につながる器具の購入に対して助成金を交付しています。

表 3-19 助成金の内容

種別	助成の内容	
生ごみ処理機	生ごみを堆肥化または消滅させる機種 1基あたり購入費の2分の1の額を助成(上限額20,000円)	
生ごみ処理槽 (コンポスト)	容量130リットル以上のもの 1基あたり3,000円	
生ごみ処理容器 (EMぼかし容器)	容量14リットル以上のもの 1基あたり1,000円	

表 3-20 ごみ減量化器具助成実績

年度 \ 項目	生ごみ処理機 (基)	生ごみ処理槽 (基)	生ごみ処理容器 (基)
平成24年度	2	7	11
平成25年度	5	4	8
平成26年度	6	7	2
平成27年度	5	12	3
平成28年度	10	14	11

8) リユース品提供

搬入されたごみのうち再利用できるものを、年2回のイベント等で展示・抽選を行い、必要としている人へ提供しています。

表 3-21 リサイクル品の提供実績

項目 年度	自転車 (台)	家具類 (点)	家電類 (点)	その他 (点)	合計
平成11年度 ～ 平成25年度	2,438	1,998	913	4,443	9,792
平成26年度	28	111	83	260	482
平成27年度	6	38	11	85	140
平成28年度	6	5	7	78	96

3. 2. 12 類似団体との比較検討

1) 類似団体との比較

ごみ処理状況についての類似自治体※1（20自治体）との比較を表3-23に示します。本データは環境省平成27年度廃棄物処理事業実態調査に基づきます。

※1 類似自治体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの（本市は「Ⅱ-2」に該当）

表 3-22 類似自治体等の比較表（平成 27 年度）

県名	市区町村名	人口 (人)	原単位 (g/人・日)	ごみ排出量				家庭系・事業系構成比		再資源化量、最終処分量				合計 (千円)	事業経費				その他 分別 区分数 (区分)			
				家庭系 ごみ (t/年)	集団 回収量 (t/年)	事業系 ごみ (t/年)	合計 (t/年)	家庭系 ごみ (%)	事業系 ごみ (%)	再資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)	比率			建築改良費 (千円)	処理及び 維持管理費 (千円)	その他 (千円)	1人当たりの処理経費				
												リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)					事業経費 (千円/人)		建設改良費 (千円/人)	処理及び 維持管理費 (千円/人)	その他 (千円/人)
																		1人当たりの処理経費				
群馬県	館林市	77,938	1,014	20,905	1,443	6,584	28,932	77.2	22.8	6,306	3,733	21.8	12.9	977,363	100,557	876,806	0	12.5	1.3	11.3	0.0	19
茨城県	結城市	52,641	1,081	13,641	0	7,189	20,830	65.5	34.5	3,005	1,656	14.4	8.0	521,183	59,379	461,804	0	9.9	1.1	8.8	0.0	20
茨城県	常総市	64,854	901	14,924	1,293	5,169	21,386	75.8	24.2	4,232	1,583	19.8	7.4	382,400	0	382,400	0	5.9	0.0	5.9	0.0	17
茨城県	鹿嶋市	67,885	933	17,619	916	4,644	23,179	80.0	20.0	12,570	466	54.2	2.0	882,480	7,770	874,710	0	13.0	0.1	12.9	0.0	16
茨城県	つくばみらい市	50,091	715	11,012	0	2,089	13,101	84.1	15.9	2,212	488	16.9	3.7	182,087	0	182,087	0	3.6	0.0	3.6	0.0	16
栃木県	鹿沼市	100,068	846	22,966	1,712	6,322	31,000	79.6	20.4	4,949	3,012	16.0	9.7	3,949,646	2,978,751	959,088	11,807	39.5	29.8	9.6	0.1	14
栃木県	日光市	86,327	1,184	25,434	542	11,421	37,397	69.5	30.5	6,414	1,906	17.2	5.1	1,516,271	101,863	1,402,169	12,239	17.6	1.2	16.2	0.1	12
群馬県	渋川市	81,011	1,214	21,306	2,986	11,770	36,062	67.4	32.6	4,124	3,991	11.4	11.1	702,675	0	671,980	30,695	8.7	0.0	8.3	0.4	5
群馬県	藤岡市	67,337	1,147	21,146	1,469	5,652	28,267	80.0	20.0	5,740	1,340	20.3	4.7	830,807	131,764	684,946	14,097	12.3	2.0	10.2	0.2	9
群馬県	富岡市	50,480	1,064	14,873	1,398	3,395	19,666	82.7	17.3	3,175	2,172	16.1	11.0	513,009	0	513,009	0	10.2	0.0	10.2	0.0	16
群馬県	安中市	60,488	977	15,871	1,648	4,110	21,629	81.0	19.0	2,478	2,935	11.5	13.6	728,138	6,286	706,164	15,688	12.0	0.1	11.7	0.3	9
群馬県	みどり市	51,817	1,075	12,567	959	6,853	20,379	66.4	33.6	1,509	2,818	7.4	13.8	157,553	0	148,112	9,441	3.0	0.0	2.9	0.2	12
埼玉県	行田市	83,752	975	22,726	1,002	6,159	29,887	79.4	20.6	6,422	450	21.5	1.5	693,882	0	693,882	0	8.3	0.0	8.3	0.0	12
埼玉県	秩父市	65,438	1,001	14,508	1,659	7,807	23,974	67.4	32.6	6,164	688	25.7	2.9	348,602	0	348,602	0	5.3	0.0	5.3	0.0	12
埼玉県	羽生市	55,746	965	14,846	505	4,331	19,682	78.0	22.0	4,877	634	24.8	3.2	908,203	0	805,329	102,874	16.3	0.0	14.4	1.8	14
埼玉県	日高市	57,037	877	12,529	1,599	4,185	18,313	77.1	22.9	18,027	52	98.4	0.3	883,688	0	857,325	26,363	15.5	0.0	15.0	0.5	14
千葉県	茂原市	91,455	1,076	25,229	0	10,792	36,021	70.0	30.0	5,620	4,646	15.6	12.9	583,483	34,584	548,899	0	6.4	0.4	6.0	0.0	15
千葉県	君津市	87,581	941	19,339	416	10,416	30,171	65.5	34.5	7,395	796	24.5	2.6	1,538,260	0	1,537,681	579	17.6	0.0	17.6	0.0	19
千葉県	袖ヶ浦市	62,042	952	14,112	2,470	5,046	21,628	76.7	23.3	5,631	575	26.0	2.7	1,043,365	16,578	1,026,661	126	16.8	0.3	16.5	0.0	7
東京都	羽村市	56,478	861	14,154	982	2,659	17,795	85.1	14.9	6,493	0	36.5	0.0	920,111	0	919,485	626	16.3	0.0	16.3	0.0	17
神奈川県	綾瀬市	85,273	764	19,915	1	3,939	23,855	83.5	16.5	6,873	103	28.8	0.4	1,014,266	5,881	961,854	46,531	11.9	0.1	11.3	0.5	24
平均		-	979	-	1,095	-	-	75.8	24.2	-	-	25.2	6.2	-	-	-	-	12.5	1.7	10.6	0.2	14

※平成 27 年度現在の類似自治体（財政比較分析表（平成 27 年度決算）区分「Ⅱ-2」に該当する関東地方の市を抽出した）

※ごみ量などのデータは、平成 27 年度環境省一般廃棄物処理実態調査

2) 類似自治体との比較による主な相違点

表 3-23 より類似自治体との比較による主な相違点を示します。

(1) 原単位

本市の原単位は1,014g/人・日となっており、類似自治体の原単位の平均値979g/人・日を上回っています。

(2) 事業系ごみの比率

本市のごみ排出量に占める事業系ごみの割合は約23%で、類似自治体の平均値約24%を下回っています。

(3) リサイクル率

本市のリサイクル率21.8%は、類似自治体の平均値25.2%を下回っています。

(4) 最終処分率

本市の最終処分率12.9%は、類似自治体の平均値6.2%を上回っています。

(5) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）

本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、11.3千円で類似自治体の平均値10.6千円を上回っています。

(6) 分別区分数

本市の分別区分数は19区分となっており、類似自治体平均の14区分を上回っています。

3. 2. 13 課題の整理

(1) 課題1 ごみ排出抑制を推進する

本市の平成 27 年度の実績値 1,014g/人・日は、国平均 939g/人・日を上回り、県平均 1,031g/人・日を下回っています。さらに、類似自治体の原単位の平均値 979g/人・日を上回っています。(図 3-7、表 3-23 参照)

ごみの発生抑制・減量化に係る取り組みを継続、拡充し、市民・事業者の発生抑制、資源化を喚起していくことが課題となります。

また、多くの自治体において負担の公平性やごみの減量化等を目的に家庭ごみの有料化が実施されています。本市においても本市の特性を踏まえた適正な費用負担について基本的な方向性等を検討する必要があります。

(2) 課題2 分別の徹底を推進する

ごみ排出量のうち 8 割近くを燃やせるごみが占めています。(図 3-8 参照) その中でも、紙類が最も多く、次いでプラスチック類、木・竹・わら類、厨芥類、布類の順となっています。(図 3-11 参照)

紙類やプラスチック類などのリサイクル可能な資源物が大量に含まれており、これらを排出段階において分別を徹底し、リサイクル率の向上および埋立処分量の削減を推進する必要があります。

また、水分が燃やせるごみの約半数を占めていることから、生ごみや草の水切りを徹底する必要があります。

さらに、本市は平成 29 年度から板倉町、明和町との広域処理を開始したことから、処理の一元化に向けて、分別区分や排出ルールの統一化を検討する必要があります。

(3) 課題3 ごみの資源化を推進する

本市の平成 27 年度のリサイクル率 21.8%は、国平均を 1.4 ポイント、県平均を 6.4 ポイント上回っていますが、類似自治体平均の 25.2%を 3.4 ポイント下回っています。(図 3-10、表 3-23 参照)

今後もさらなるリサイクルを進め、貴重な資源の有効活用を図る取組が必要です。

(4) 課題4 事業系ごみ対策を推進する

事業系ごみは排出者責任で処理・資源化することが原則であることから、事業系ごみに対する発生抑制・減量化の取り組みを推進し、更なる削減を図ることが課題となっています。

(5) 課題5 安全で安定した適正処理を行う

安全かつ安定した処理を継続するために、本市において可能な限り処理量を抑制するとともに、ごみ質の安定化を図り、施設の適切な運転管理を行う必要があります。

(6) 課題6 処分量の削減を推進する

最終処分に関しても広域処理が開始され、新処分場の利用が始まりましたが、引き続きごみの減量化、資源化を推進し、処分量を削減する必要があります。

3. 3 基本理念・基本方針等

3. 3. 1 基本理念

私たちが住む地球は、先祖から受け継ぎ、子孫へ引き継いでいく大切な財産です。しかし、近代文明社会では人間が存在する限り、その必然として大量の廃棄物が排出され続け、地球環境を危うくしています。私たちが排出する「ごみ」は私たち自身が抑制し、適正な処理を行い、次の世代にそのつけを回してはなりません。私たちの子孫に、より快適な環境を残すことは、現在に生きる私たちの責任です。

既成の概念や慣例にとらわれることなく、自由で大局的な発想、地球規模で考え地域から行動することが、市民全体に強く求められています。

このことから、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量・資源化・再利用・適正処理を推進し、生活環境を保全していくことを基本理念とします。

3. 3. 2 基本方針

基本理念に基づく循環型廃棄物処理システムの確立を目指すため、次に示す項目をごみ処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適な都市環境を実現していくこととします。

方針 1：市民・事業者・行政が一体となって 3R の推進

市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任※1を踏まえた事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施し、三者の協働による取り組みを推進していきます。

方針 2：環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりの推進

ごみを効率的・効果的に分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、効率的な収集体制や資源の分別回収品目の追加検討を行います。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。

さらに、広域処理による資源物の回収、エネルギー活用※2を推進します。

※1 拡大生産者責任：事業者に対して、物のライフサイクル（設計、製造、流通、販売、消費、排気の流れ）における環境保全、資源循環に係る社会的責任を求めること

※2 エネルギー活用：ごみ処理焼却施設で発生する余熱利用（発電、温水供給等）

3. 3. 3 目標を達成するための役割

目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

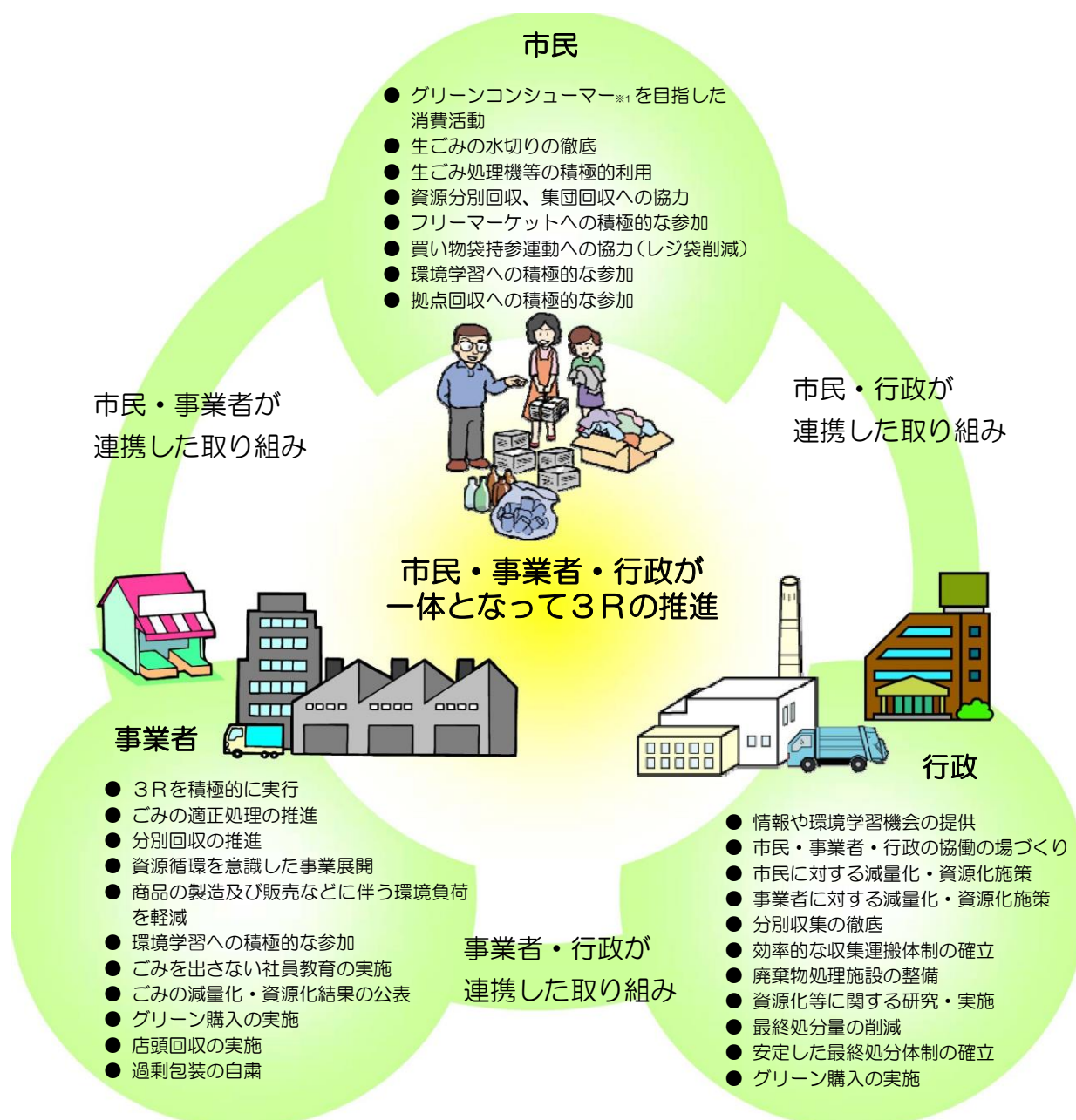


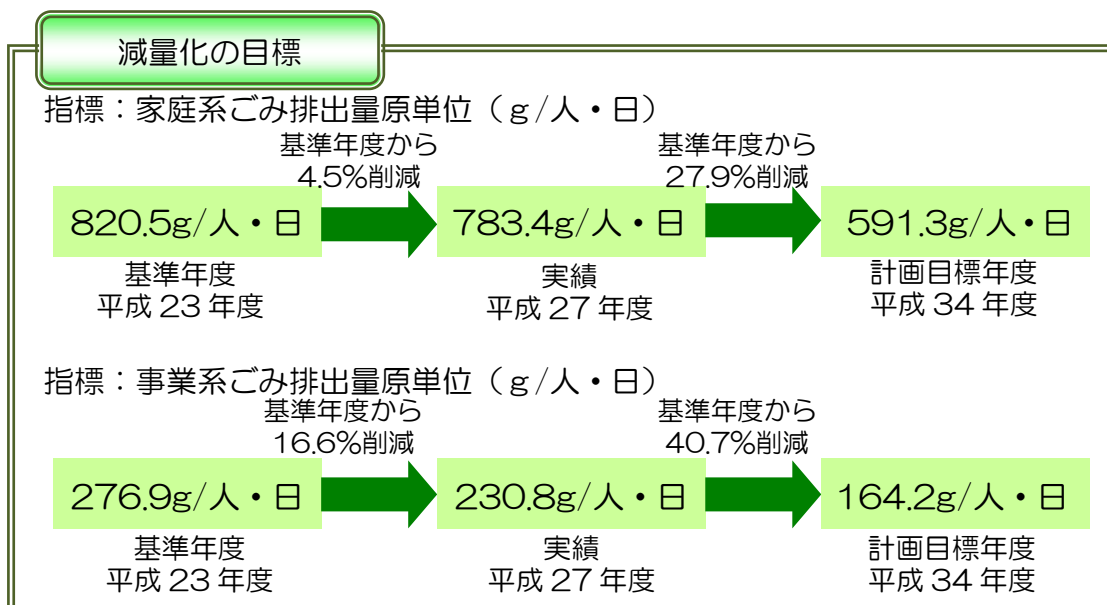
図 3-17 市民・事業者・行政の役割

※1 グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者をいう。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。

3. 3. 4 達成目標の設定

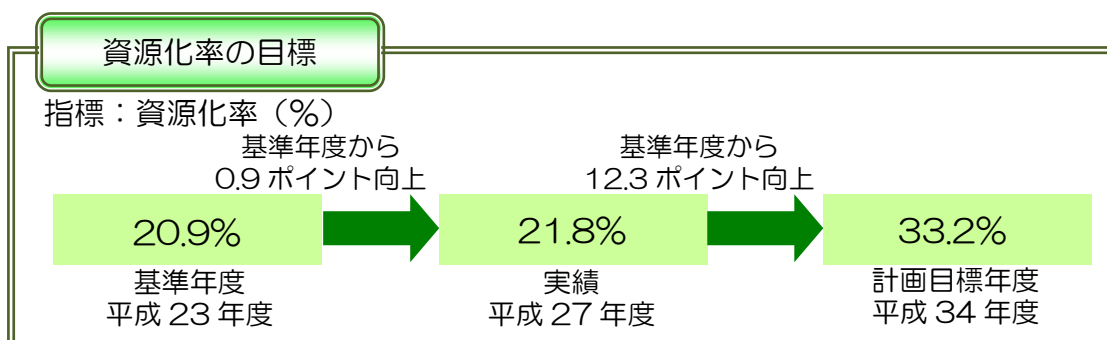
本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

1) 減量化の目標

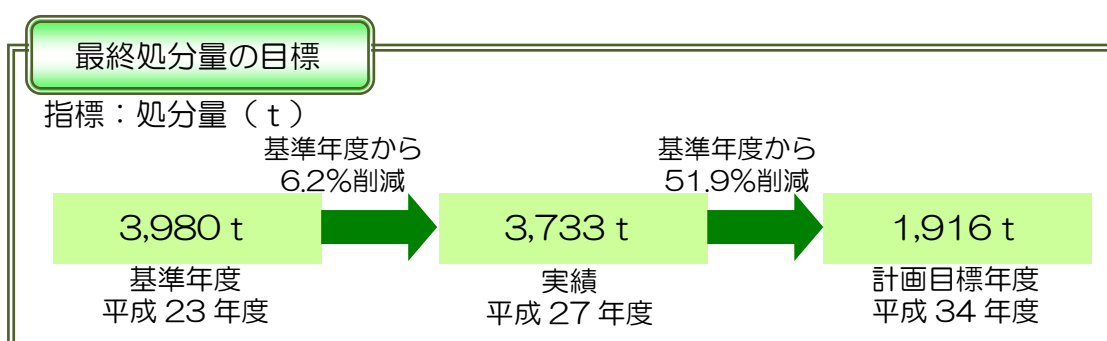


※集団回収を含む

2) 資源化率の目標



3) 最終処分量の目標



4) 実績値と目標値の関係.

表 3-24 実績値と目標値の関係

項目	年度、区分 H23 実績 基準年度	H27 実績	H34 基本計画 最終目標
排出量原単位 (集団回収を含む)	1,097.4 g/人・日	1,014.2 g/人・日 7.6%削減	755.5 g/人・日 31.2%削減
家庭系ごみ排出量原単位 (集団回収を含む)	820.5 g/人・日	783.4 g/人・日 4.5%削減	591.3 g/人・日 27.9%削減
事業系ごみ排出量原単位	276.9 g/人・日	230.8 g/人・日 16.6%削減	164.2 g/人・日 40.7%削減
最終処分量	3,980 t	3,733 t 6.2%削減	1,916 t 51.9%削減
資源化率	20.9%	21.8% 0.9ポイント向上	33.2% 12.3ポイント向上

※目標値の下段は平成23年度（基準年度）に対する値

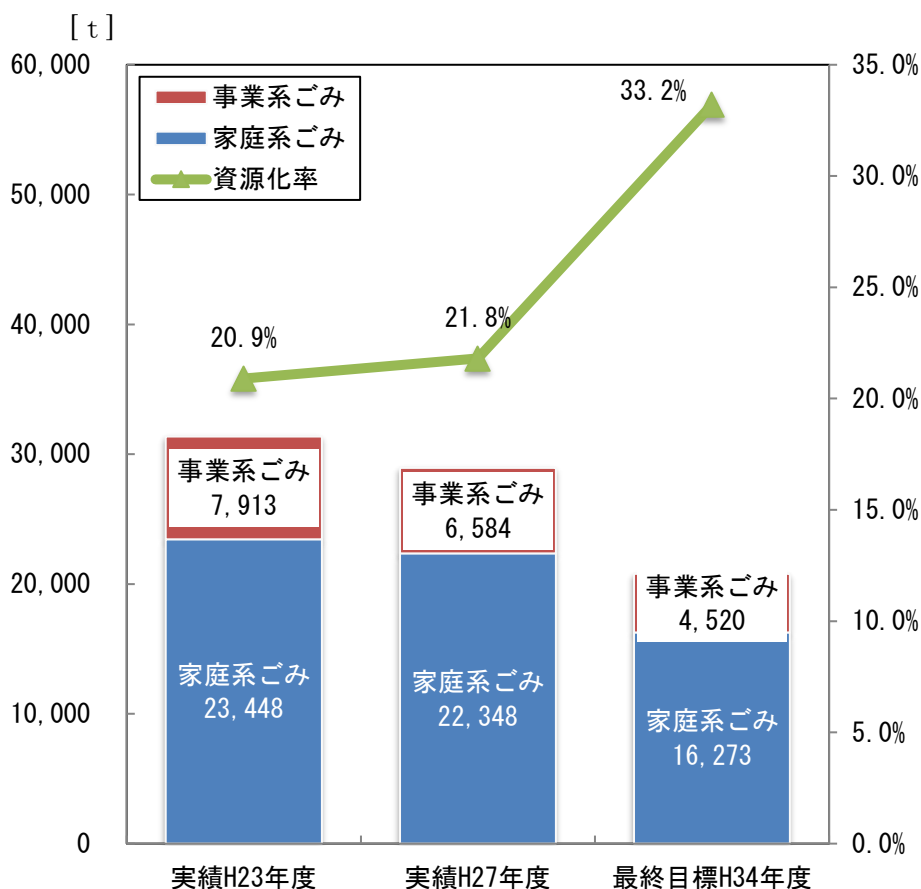


図 3-18 実績値と目標値の関係

5) ごみ排出量等の見通し

次に目標達成時のごみ排出量等の見通しを示します。

(1) ごみ排出量の見通し

ごみ排出量の見通しを次に示します。

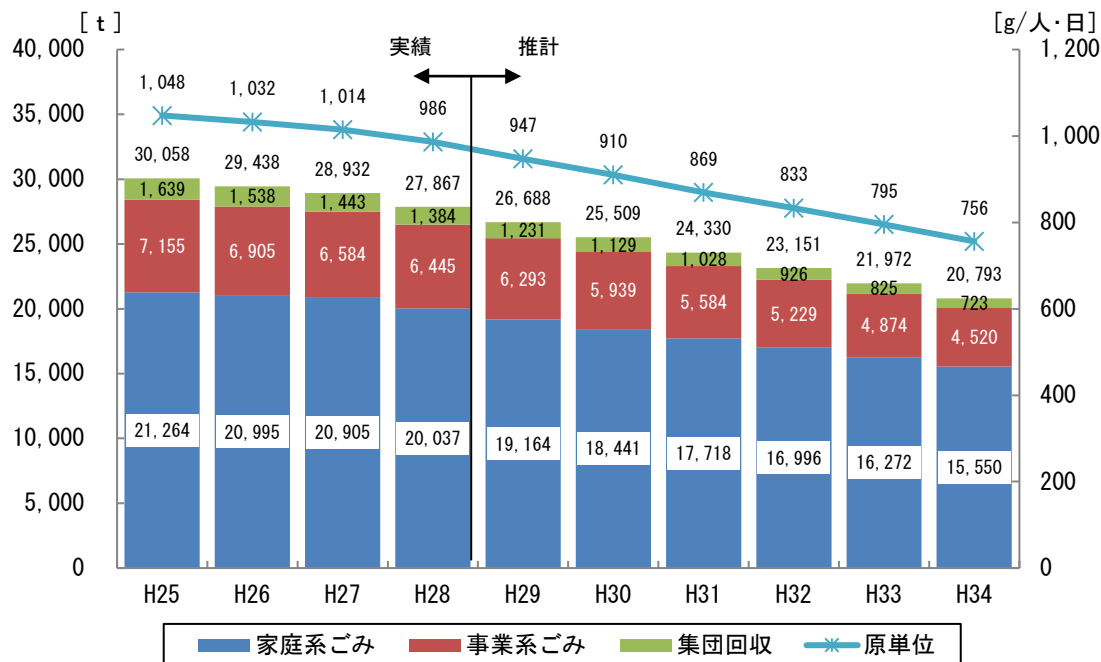


図 3-19 ごみ排出量（集団回収を含む）の見通し

(2) 焼却処理量の見通し

焼却処理量の見通しを次に示します。

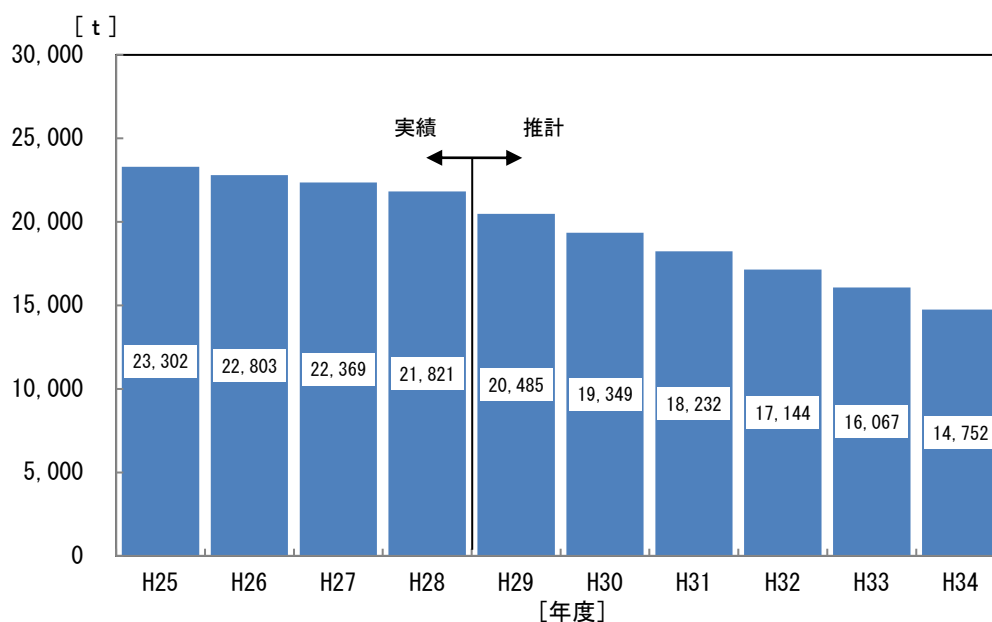


図 3-20 焼却処理量の見通し

(3) 燃やせないごみ、資源物量の見通し

燃やせないごみ、資源物量の見通しを次に示します。

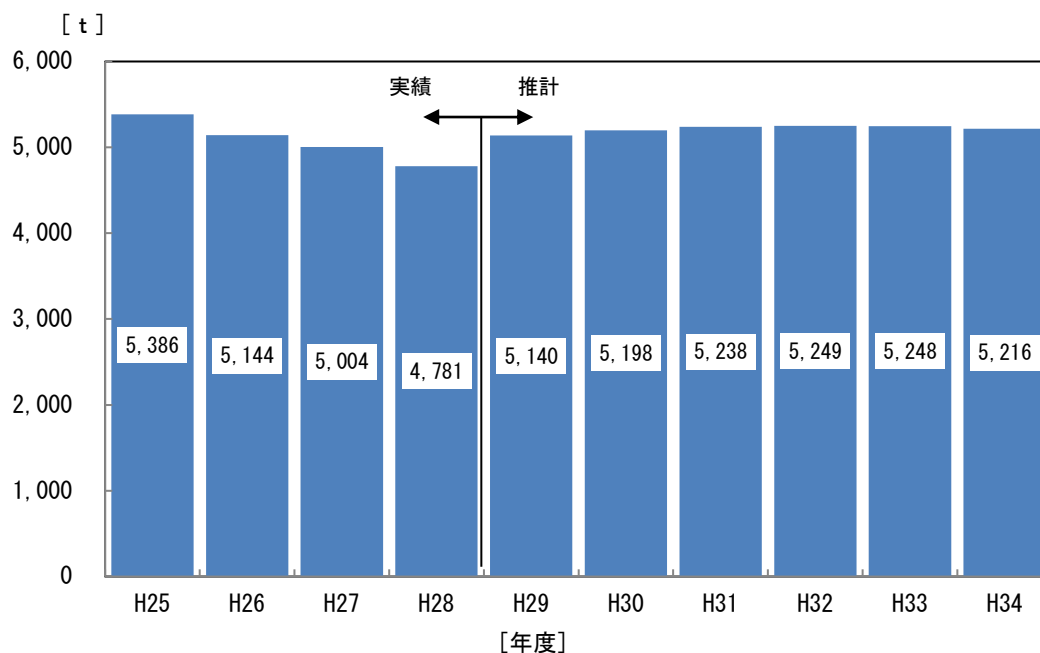


図 3-21 燃やせないごみ、資源物量の見通し

(4) 最終処分量の見通し

最終処分量の見通しを次に示します。

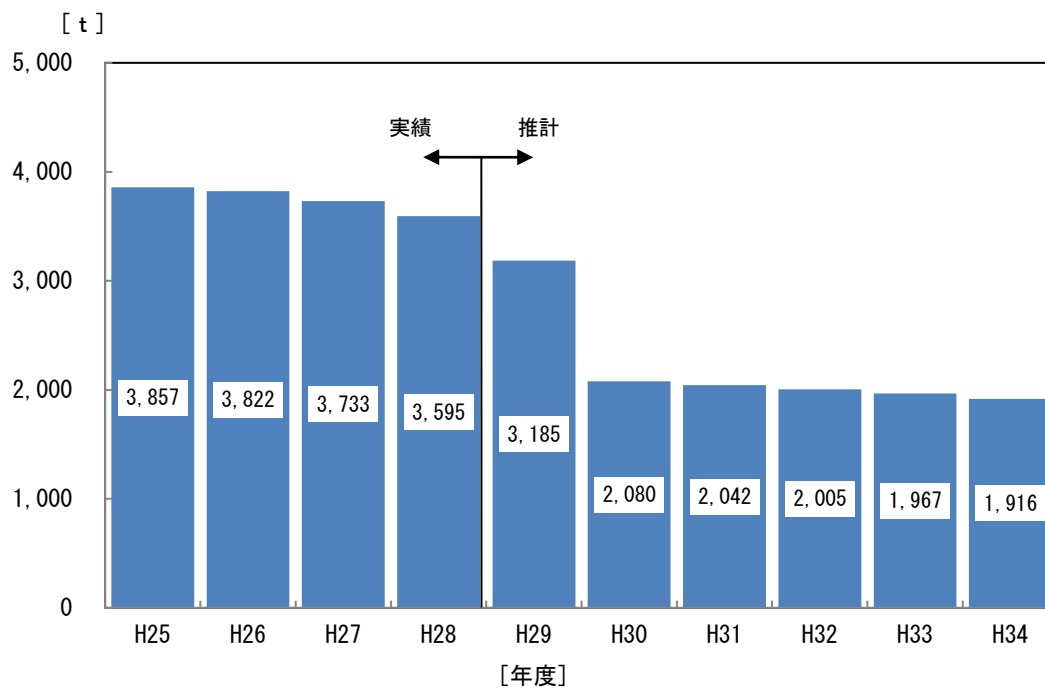


図 3-22 最終処分量の見通し

(5) 資源化量の見通し

資源化量の見通しを次に示します。

資源化量は、集団回収を含む総ごみ量に対する総資源化量の割合を示します。

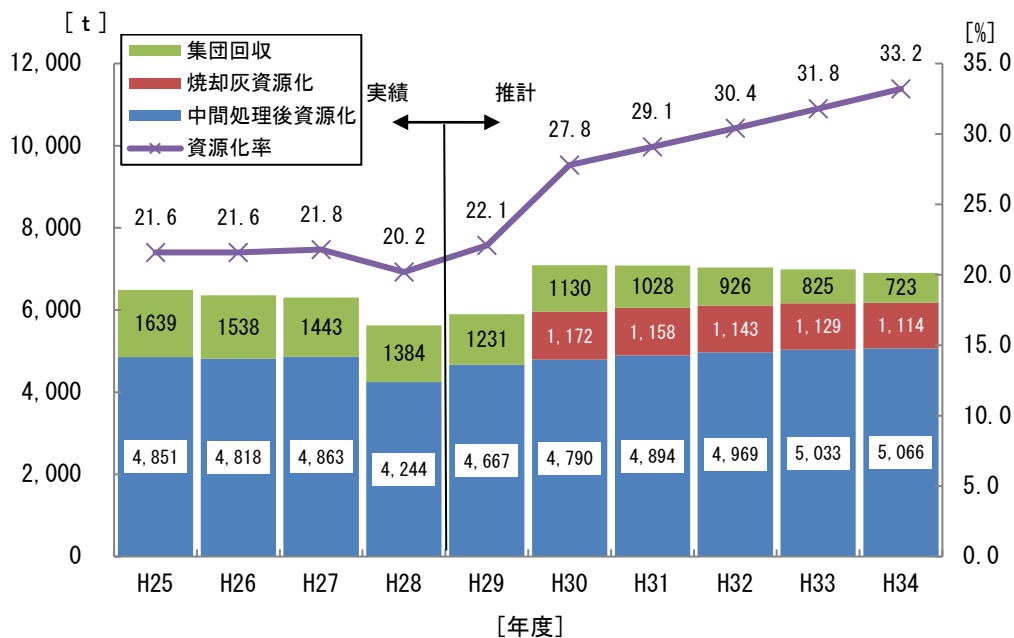


図 3-23 資源化量の見通し

3. 3. 5 取り組みの体系

次に、取り組みの体系を示します。

基本理念：市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量・資源化・再利用・適正処理を推進し、生活環境を保全していく



図 3-24 取り組みの体系

3. 4 ごみ処理基本計画

3. 4. 1 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。

1) 行政の取り組み

取組(1) 教育、啓発活動の充実

① 学校教育や保育園・幼稚園および生涯学習と連携した出前講座等による ごみ問題に関する啓発の充実

教育機関や地域などと連携して、ごみ減量やリサイクルをテーマとした学習に積極的に取り組み、子どもたちや市民への啓発を図ります。

② 学習機会の充実

市民が気軽に参加し、資源循環や環境保全に対する知識と行動を習得してもらうために体験型の学習機会を設けます。

取組(2) ホームページ・広報によるごみに関する情報の充実

「資源とごみの分け方・出し方」、「資源とごみ分別収集カレンダー」、「たてばやしのごみの分別辞典」「広報館林」、環境に関する情報誌「エコシティ」、ホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、ごみの減量化・資源化のための広報・啓発活動を行います。

また、排出量が全国平均より多い館林市のごみの現状や、水切り方法などのごみの減量化・資源化の工夫などを随時お知らせするようにします。広報にあたっては、市民の方により関心を持ってもらえるよう、わかりやすく伝えていきます。

取組(3) ごみ減量化・資源化に関する市民のイベントの支援

リサイクルフェアやフリーマーケットなど市民が主体で開催するイベントを積極的に支援します。

取組(4) 地域に根差した減量化・資源化運動の推進

市民が主体で開催するイベントや学習の場などの機会を捉えて、地域と行政の結び付きを強くしていきます。また、各地域にリーダーとして廃棄物減量等推進員を育成し、地域での活躍を支援します。

取組（5） 分別収集を徹底することについて意見交換の実施

ごみの分別方法の説明などを含めた出前講座を多くの場所で開催し、市民の意見を聞くようにするとともに、市民同士の話し合いの場を持つようにします。

取組（6） ごみの減量化・資源化の工夫について市民の発表の場の提供

地域でのごみ減量化・資源化への取り組みや、食材を使い切るためのエコ料理など、市民の工夫をほかの市民が学べる場を提供します。

取組（7） 多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底

ごみ搬入検査を定期的に行い、多量に一般廃棄物を排出する事業者や分別の不十分な事業者に対して、廃棄物の排出方法やごみの減量化を啓発します。また、多量排出事業者には減量に関する計画の作成を促します。

取組（8） バイオマス※1の資源化と有効活用

① 生ごみ堆肥化の推進

堆肥化機器の研究や堆肥の利用先などについて先進市町村などの事例を研究し、生ごみの堆肥化を進めます。また、堆肥の作り方やできた堆肥の利用方法などについて、広く市民に周知します。

また、食品リサイクル法の主旨を踏まえ、食品関連事業者の食品廃棄の実態を把握し、食品残渣のリサイクルを指導します。

② 剪定枝葉の堆肥化及び燃料化

ごみ焼却量削減と資源化の促進のため、剪定枝葉のチップ化による堆肥化及び木質バイオマス発電の燃料化を推進します。

③ 廃食油の有効活用

廃食用油の拠点回収の継続と拡充を図り、有効活用を推進します。

取組（9） ごみ処理有料化制度の検討

先進事例の実施状況、効果を踏まえながら有料化のあり方について検討します。

取組（10） 再生事業者の育成

事務所などから紙類を回収する資源回収業者や、生ごみの資源化業者などの育成を図っていきます。

※1 バイオマス：生ごみ、草・木等

取組（11） リユースの推進

家庭で不要となった家具等を展示して、必要とする人へ提供し、再利用するシステムを構築します。

また、マイボトル、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。イベント等におけるリユース食器の利用を普及します。

取組（12） グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。また、市の取り組みが市民、事業者にも波及するよう広報に努めます。

取組（13） 雑紙、プラスチック類および蛍光管の回収率の向上

雑紙、プラスチック類および蛍光管が資源物であることを、市民にさらに認知してもらうため、出前講座や広報紙などで啓発を行います。

また、紙類などの民間資源化業者への持ち込みを促します。

取組（14） 生ごみの水切り・減量の励行

燃やせるごみの約50%は水分であるため、その主な原因である生ごみの水切りをすることがごみの減量化に繋がることを、出前講座や体験型の講座を通じて市民によびかけます。

また、手軽に作れる生ごみ減量器具の作製教室などの取り組みを開始します。

取組（15） 買い物袋持参運動の推進

これまで実施してきた「マイバッグキャンペーン」の流れを活かしながら、事業者や市民団体と連携を取り、買い物袋の持参率を向上させていきます。

取組（16） 食品ロスの削減

事業者や市民に対して、「3010（さんまるいちまる）運動」や食材の使いきり、「フードバンク」などの取組を紹介し、日々実践してもらえるよう周知していきます。

取組（17） 先進地事例の研究や近隣市町との交流を推進

ごみの減量化・資源化については全国共通の課題であり、各市町村が様々な取り組みを実施しています。その中で先進地の取り組みを研究し、取り入れられるものは実施していきます。また、近隣市町との交流も密にし、情報交換を活発にしていきます。

2) 市民の取り組み

取組（18） 資源分別収集の活用

市が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進します。

取組（19） 生ごみの水切り、堆肥化によるごみの減量

生ごみの水切りや、ごみ減量化器具の活用による生ごみの堆肥化を推進し、ごみの減量に協力します。

取組（20） マイバッグの利用の推進

燃やせるごみの中には紙袋、包装紙、ビニール袋等の包装用品が含まれています。買い物時にマイバッグを使用し、過剰包装を断ることにより包装材の発生を抑制します。

取組（21） 使い捨て用品の使用抑制、再生品や詰め替え製品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と、再生品や詰め替え製品の選択、使用に努めます。

取組（22） 食品ロスの発生抑制

食品ロスの発生を抑制するため、食材の食べきりや使いきり、「フードバンク」の活用を努めます。

3) 事業者の取り組み

取組（23） 自己処理責任の徹底

廃棄物処理法に基づき、事業活動から出た廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理します。また、適正処理や減量のために、行政の施策に協力します。

取組（24） 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

また、過剰包装を抑制し、レジ袋等の削減を推進します。

取組（25） 事業者責任における分別回収・リサイクルの推進

事業者及び資源回収業者、許可収集業者が連携して紙類やプラスチック類および生ごみの分別回収を推進します。

また、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法等の様々なリサイクル法に基づき、分別した廃棄物のリサイクルを積極的に推進し、減量に努めます。

取組（26） 買い物袋持参運動への協力

小売店などと行政で連携し、買い物袋の持参率を向上させていきます。

取組（27） ごみを出さない従業員（社員）教育の実施

自社の従業員（社員）に対し、事業活動から極力ごみを出さないこと、分別の徹底を図ることを教育します。

取組（28） 減量化および資源化の結果の公表

事業者が取り組んでいるごみの減量化および資源化の結果を公表します。また、減量に関する計画の作成や、廃棄物に関する責任者の選任を行います。

3. 4. 2 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的かつ効率的に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

1) 行政の取り組み

取組（29） 集団回収による資源回収の推進

資源物はできるだけ集団回収に回すよう、市民への啓発を続けます。また、団体が集団回収に取り組みやすくなる施策を継続します。

取組（30） 公共施設を使った拠点回収

公共施設を使って、蛍光管以外の資源物も持ち込むことができる場所の設置を検討します。

取組（31） 小型家電類の資源化の推進

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電のリサイクルを推進します。

取組（32） 新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討を行います。

取組（33） 収集方法の検討

収集の効率性などを踏まえ、ステーション方式による収集を継続します。
さらに、本計画に基づく取り組みの効果（ごみの減量化、資源化の程度）及び市民の要望を踏まえ、今後、資源物をより効果的に回収するための収集方法を検討します。

取組（34） ごみステーションの管理について

引き続き、分別や排出ルールへの遵守が不十分な排出者に対する啓発指導を推進します。

また、地域のごみステーションを安全、安心に利用するための施策を検討します。

取組（35） 市民サービスの充実

高齢化を踏まえ、ごみ出しの困難な世帯を対象とした収集体制のあり方について、調査・研究します。

取組（36） 収集・運搬車両の見直し

ごみの発生抑制、排出抑制によりごみの収集・運搬量の減少が予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し、収集・運搬車両台数等を見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガスの低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用を検討します。

取組（37） 水銀回収の推進

「水銀に関する水俣条約」の採択を踏まえた廃棄物処理法の改正を受け、イベントでの水銀回収を推進します。

2) 市民の取り組み

取組 (38) 分別の徹底

「資源とごみの分け方・出し方」、「資源とごみ分別収集カレンダー」、「たてばやしのごみの分別辞典」に従って分別を徹底します。

廃棄物減量等推進員等の行政区の役員と連携し、分別の徹底・排出ルールの遵守を呼びかけます。

取組 (39) 集団回収事業への積極的な参加

ごみの減量化および資源化の一環として、資源回収事業へ積極的に参加します。

3) 事業者の取り組み

取組 (40) 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

取組 (41) 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、分別区分、排出ルールに従い、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行います。

3. 4. 3 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは焼却処理によって熱回収し、処理後に発生する残渣類は減量化・有効活用を推進します。

1) 適正処理の推進

取組 (42) 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理によって熱回収を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

2) 資源化の推進

取組 (43) 民間活用の推進

紙類を主とする資源物については、市民や事業者が民間事業者に持ち込むよう積極的に周知します。

取組（44） 資源化の拡充

資源分別回収量の増加、小型家電リサイクルに加え、新たな分別回収品目の検討、民間活用などを検討し、資源化の拡充を図ります。

取組（45） スtockヤードの整備

市の焼却処理施設跡地に、広域処理に必要となるストックヤードを整備します。

3. 4. 4 最終処分計画

残渣類の安全、安定した最終処分を行います。

取組（46） 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別の徹底、破碎・選別によるごみの減量化を継続することに加え、灰の資源化を行うことで埋立量の削減を図り、最終処分場の延命化を図ります。

3. 4. 5 その他の施策等

1) 災害廃棄物の処理・処分

取組（47） 災害廃棄物処理計画の策定

近年の大規模災害の頻発を踏まえ、災害廃棄物の仮置き場の選定や、収集、運搬、処分などの方針を定めた災害廃棄物処理計画を策定します。

2) 市民・事業者・行政の連携

取組（48） 廃棄物減量等推進審議会の実施

本市条例に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、館林市廃棄物減量等推進審議会を実施します。

取組（49） 環境美化の推進

本市の「みんなでまちをきれいにする条例」に基づき、市民、事業者、行政が協力して、河川等の水質浄化及び環境美化に取り組み、「清潔できれいなまちづくり」を目指します。

3) 処理困難物への対応

取組 (50) 処理困難物対策

本市では、市の中間処理体制や最終処分場で適正処理・処分できないものを「ごみ処理施設で処理できないもの」として、販売した業者や専門処理業者に引き取ってもらうことを指導しています。

今後とも、処理困難物を適正に処理できる体制を確保します。

【ごみ処理施設で処理できないもの】

- 農機具／農業用ビニール／オートバイ／タイヤ／バッテリー／建築廃材／ガスボンベ／消火器／毒物／土／農薬／廃油等
- 家電リサイクル法の対象品
テレビ（液晶、プラズマ、ブラウン管）／冷蔵庫／冷凍庫／洗濯機／衣類乾燥機／エアコン
- パソコンリサイクル対象品
ディスプレイパソコン、デスクトップパソコン（本体）／ノートパソコン／一体型パソコン

3. 4. 6 計画の推進体制

(1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について、審議し助言を行います。

(2) 各種団体との連携

本計画を推進し、効果をあげていくためには、行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが必要です。こうしたことから、各種団体との連携を充実します。

3. 4. 7 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画について、いわゆる PDCA サイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行います。

